

一般社団法人家財整理相談窓口

第9期定時社員総会 記念講演会(令和5年1月25日)

新たな住宅セーフティネット制度の概要と現状

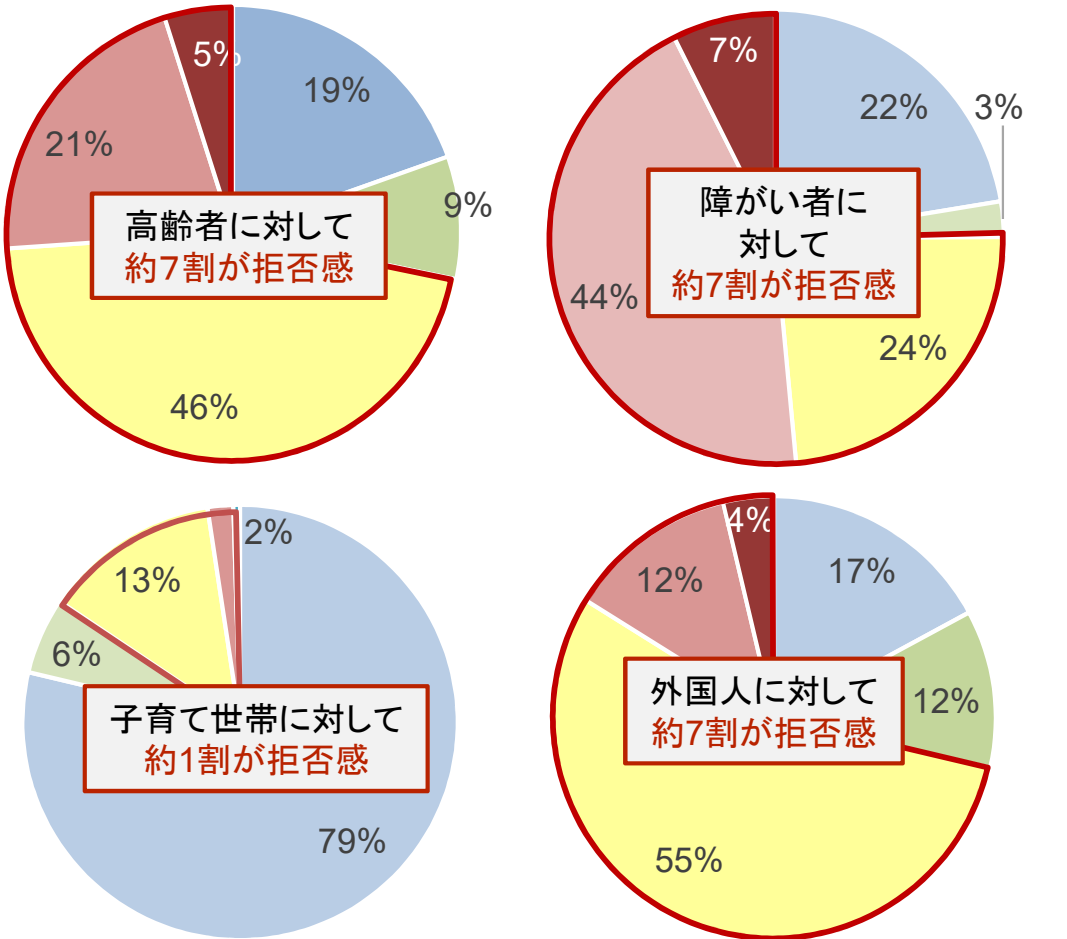
国土交通省 住宅局 安心居住推進課

○ 新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景と概要

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

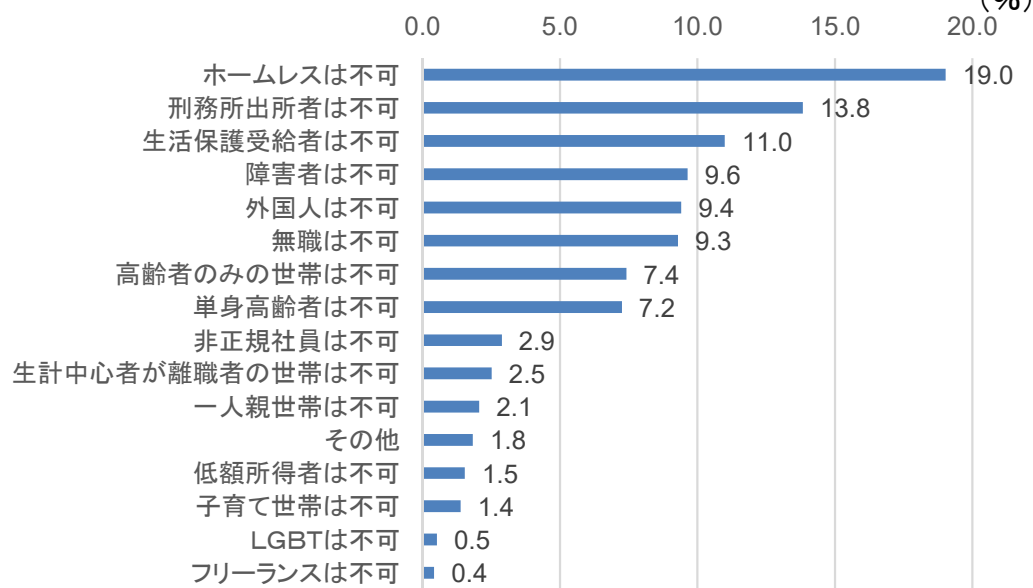
○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識

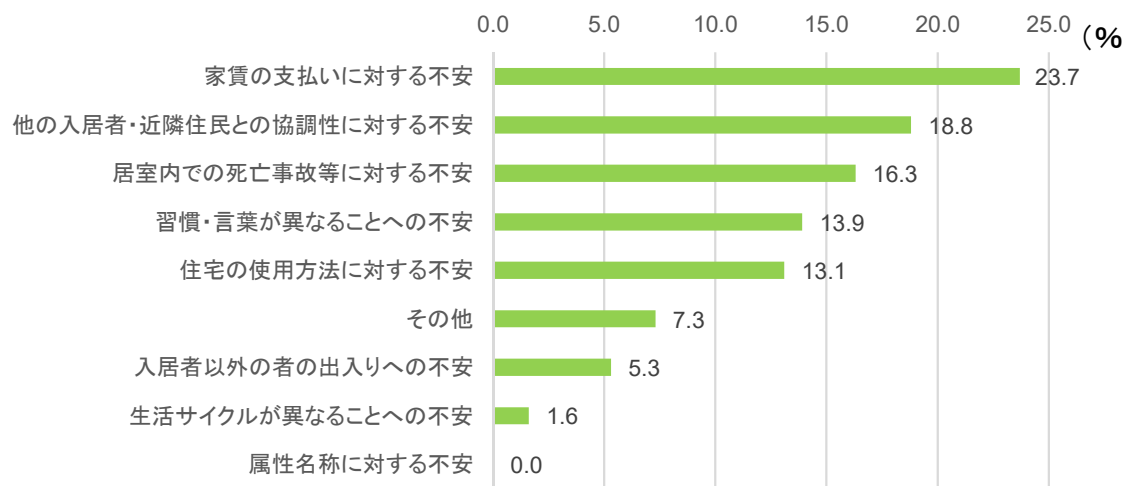


■ 従前と変わらず拒否感はない ■ 従前は拒否感があったが現在はない
■ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている ■ 従前と変わらず拒否感が強い
■ 従前より拒否感が強くなっている

入居制限の状況



入居制限する理由



住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)		

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

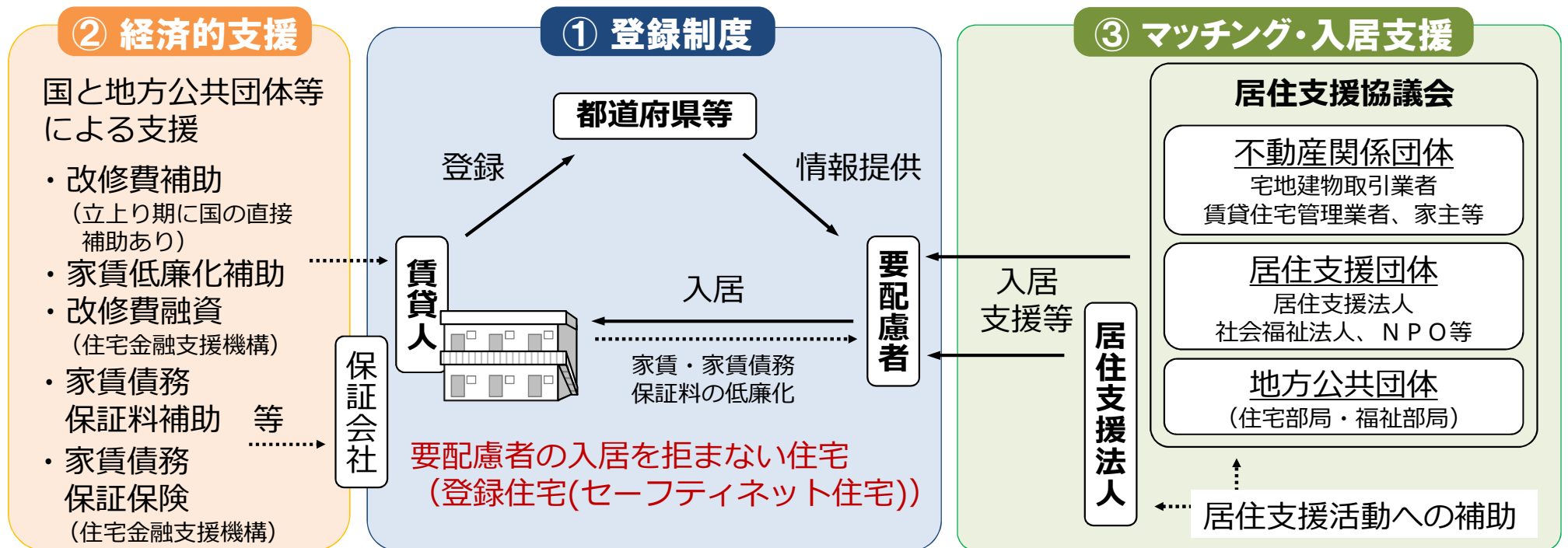
① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

⇒ 『居住支援』

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

セーフティネット住宅の登録基準

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）
を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積

$$\underline{15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2 \text{以上}}$$

(N:居住人数、 $N \geq 2$)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積

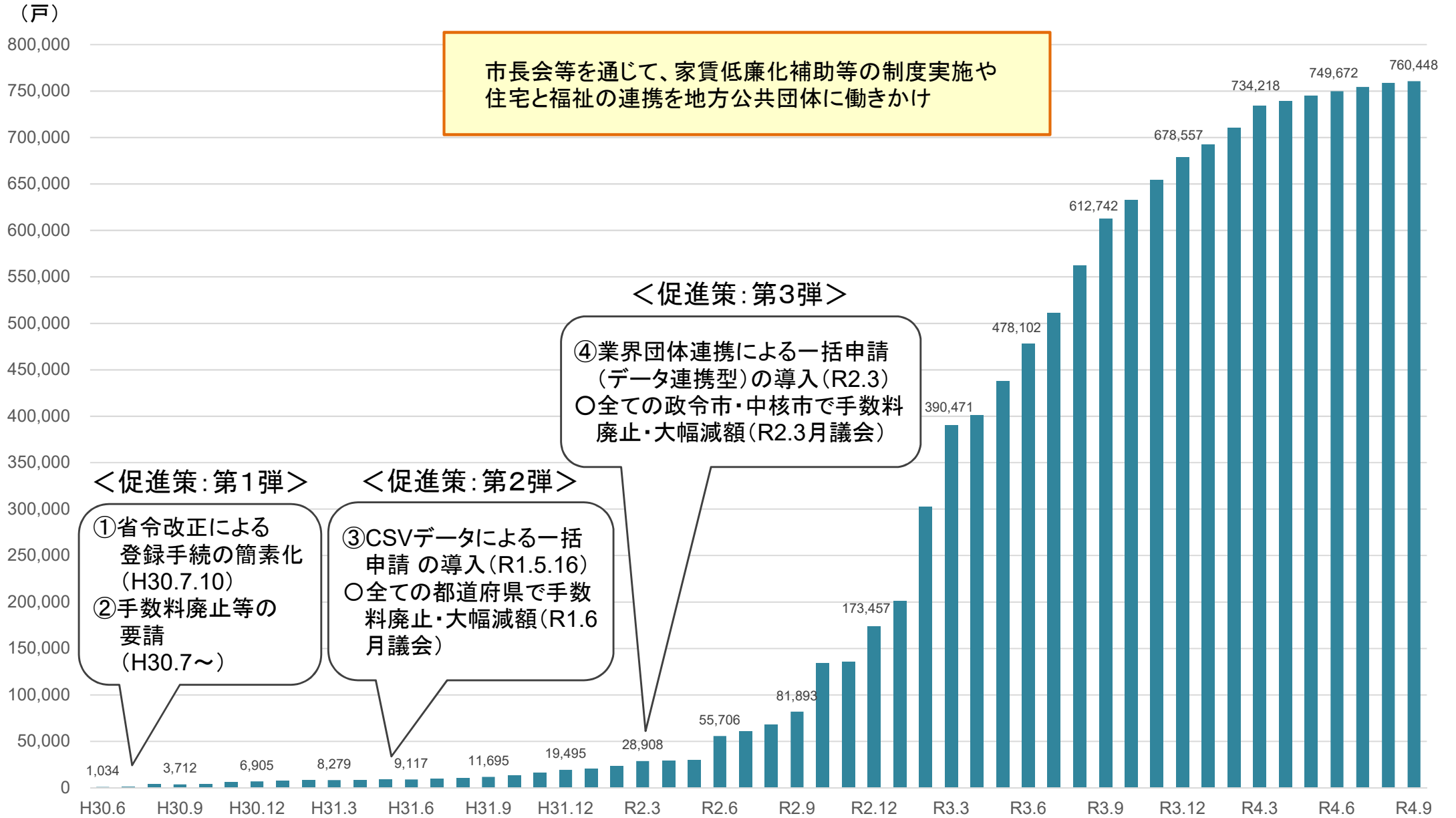
$$\underline{9 \text{ m}^2 \text{以上 (造り付けの収納の面積を含む)}}$$

○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R4.9)※月末時点



改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

目標：17.5万戸（R3.3）

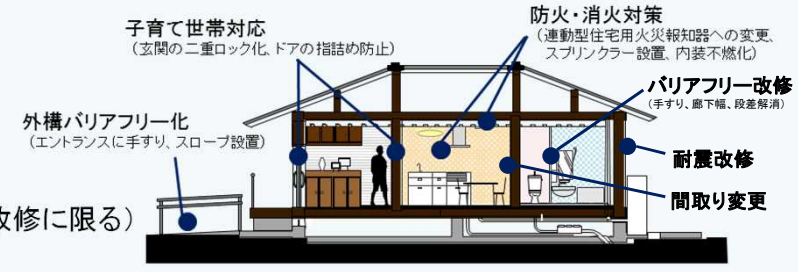
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

令和4年度当初予算：スマートウェルネス住宅等推進事業(211.60億円)の内数
社会資本整備総合交付金等の内数

セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

セーフティネット登録住宅(専用住宅)について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	<p>①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更</p> <p>②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)</p> <p>③防火・消火対策工事</p> <p>④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む)</p> <p>⑤耐震改修</p> <p>⑥「新たな日常」に対応するための工事</p> <p>⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る)</p> <p>⑧交流スペースを設置する工事</p> <p>⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る)</p> <p>⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)</p> <p>⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事</p> <p>※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象</p>	
補助率・ 補助限度額	<p>補助率：国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3)</p> <p>国費限度額：50万円/戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算 ②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。 ④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設 	
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 <p>等</p>
家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。(入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超え50%以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。 	

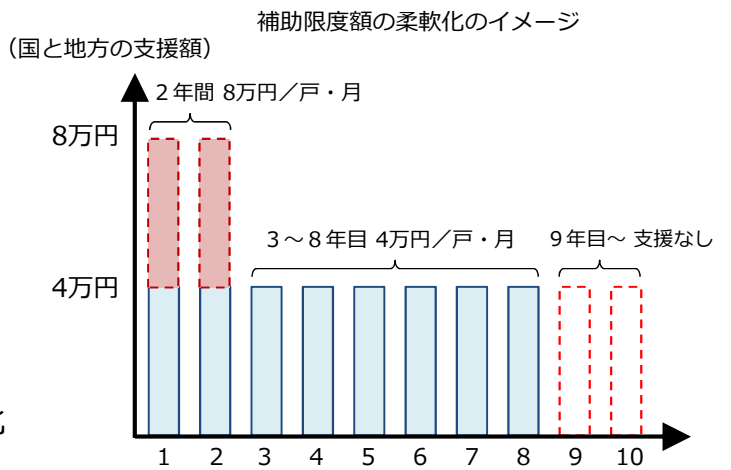


<対象改修工事のイメージ(例)>

セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

家賃低廉化に係る補助

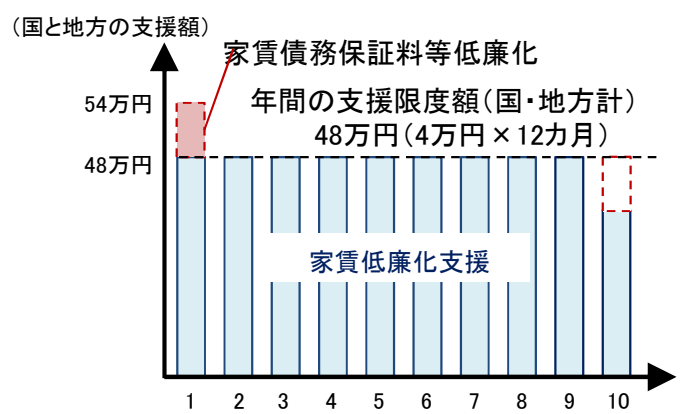
事業主体等	大家等
対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円（収入分位40%）以下、多子世帯は月収25.9万円（収入分位50%）以下
補助率・補助限度額	補助率：国1/2 + 地方1/2 国費限度額：原則2万円/戸・月 ※ 国費総額が240万円を超えない場合、以下の柔軟化が可能 ・コロナ対応の場合：4万円/戸・月 ・三大都市圏：4万円/戸・月 ・政令市、中核市（三大都市圏除く）：3万円/戸・月 ※ 公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする ※ 住宅扶助と併用する場合（最長6か月まで可能）、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等については、家賃債務保証料等低廉化補助との併用不可
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと
支援期間	・管理開始から原則10年以内 等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最大20年間 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯・多子世帯については最大6年間、新婚世帯については最大3年間
その他の主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に（ア）応募がない、または（イ）応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること ・月収15.8万円を超える子育て世帯等については、住宅の床面積が40㎡以上であること ※ひとり親世帯の場合は適用除外



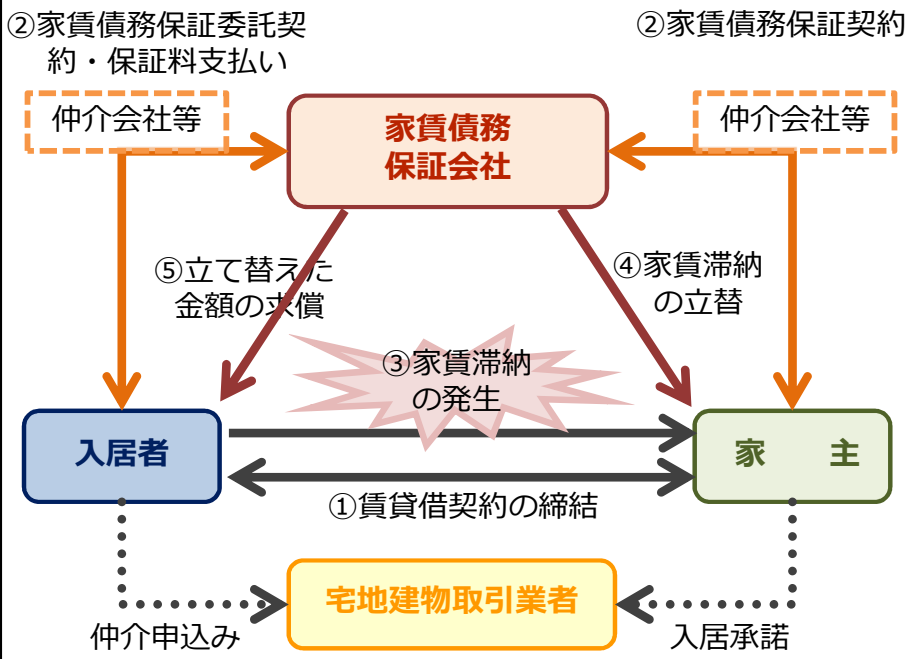
セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃債務保証料等低廉化支援

家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 子育て世帯・新婚世帯は月収21.4万円(収入分位40%)以下、多子世帯は月収25.9万円(収入分位50%)以下
低廉化の対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料
補助率・補助限度額	補助率：国1/2+地方1/2 国費限度額：3万円/戸 ※ 補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ ただし、月収15.8万円を超える子育て世帯等については家賃低廉化補助との併用不可

【補助限度額の柔軟化のイメージ】



【家賃債務保証の概要】



セーフティネット登録住宅への補助を実施している自治体（R4.7時点）

＜令和4年度に補助を実施する自治体＞

■改修費補助：35自治体 ■家賃低廉化等補助：48自治体〔家賃低廉化：40自治体、家賃債務保証等低廉化：29自治体〕

※国土交通省アンケート調査(令和4年7月時点)に基づく

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
北海道	札幌市	-	-	◎
	網走市	◎	◎	-
	当麻町	-	◎	-
	音更町	-	◎	◎
	本別町	-	◎	-
青森県	十和田市	◎	◎	-
岩手県	花巻市	◎	◎	◎
宮城県	大崎市	◎	◎	-
山形県	(県)	○	-	-
	山形市	◎	◎	-
	米沢市	◎	-	-
	鶴岡市	◎	◎	◎
	寒河江市	◎	-	-
	上山市	-	◎	-
	南陽市	◎	◎	◎
	大石田町	-	◎	-
	舟形町	◎	-	-
	白鷹町	◎	◎	-
福島県	(県)	○	○	○
	郡山市	-	◎	◎
	いわき市	-	◎	◎
	石川町	◎	-	-
栃木県	栃木市	-	◎	-
群馬県	前橋市	◎	-	-
埼玉県	さいたま市	-	-	◎
千葉県	千葉市	-	-	◎
	船橋市	-	◎	-
東京都	(都)	○	○	○
	墨田区	◎	◎	◎
	目黒区	-	-	◎
	世田谷区	-	◎	-
	中野区	◎	-	-
	豊島区	◎	◎	◎
	練馬区	-	◎	-
	八王子市	◎	◎	◎
府中市	-	-	◎	

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
神奈川県	横浜市	-	◎	◎
静岡県	長泉町	-	◎	-
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	岡崎市	◎	-	◎
京都府	京都市	-	◎	◎
	宇治市	◎	-	-
大阪府	(府)	-	-	◎
	(県)	○	○	○
兵庫県	神戸市	-	-	◎
	姫路市	-	◎	-
	神河町	-	◎	-
和歌山県	(県)	◎	-	-
	和歌山市	◎	-	-
鳥取県	(県)	○	○	○
	鳥取市	◎	◎	◎
	米子市	-	◎	◎
	倉吉市	◎	◎	◎
	南部町	-	◎	◎
岡山県	倉敷市	-	◎	-
徳島県	(県)	-	◎/○	-
福岡県	福岡市	◎	◎	◎
熊本県	玉東町	◎	-	-
鹿児島県	(県)	○	-	-
	薩摩川内市	◎	◎	-
	徳之島町	◎	-	-
沖縄県	那覇市	◎	-	-
計		35	40	29
			48	

◎：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都道府県から市区町村への補助を実施

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【居住支援法人】

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

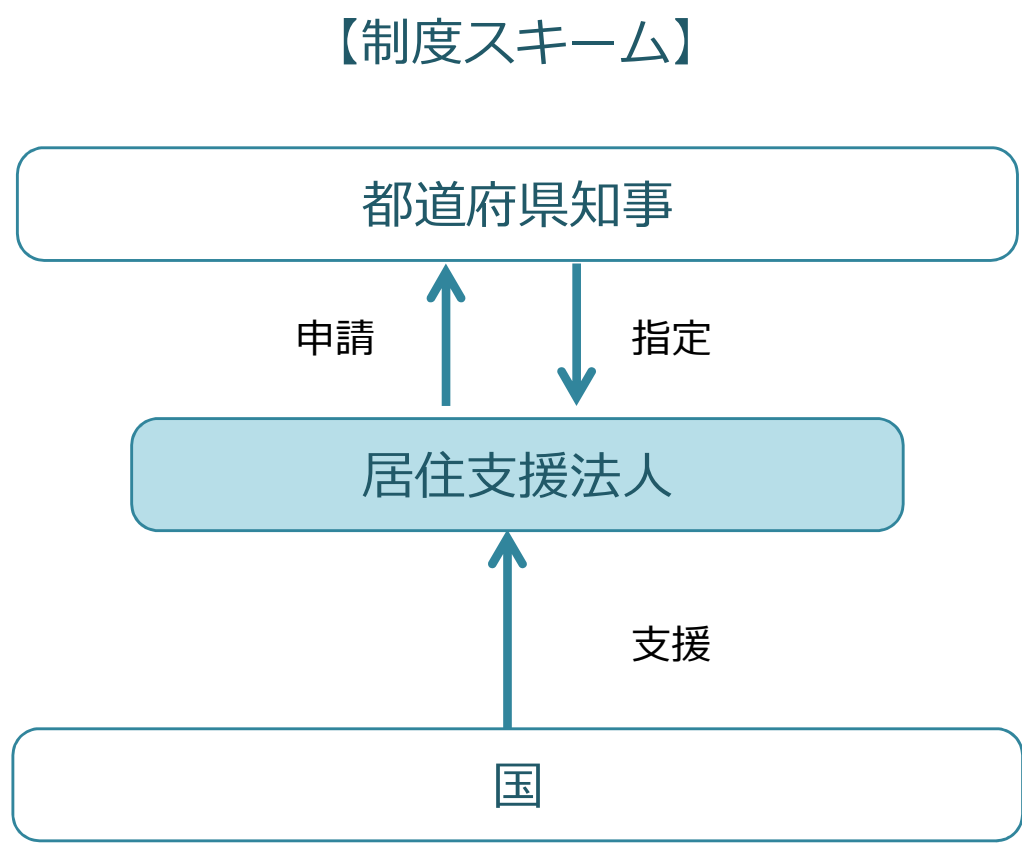
● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

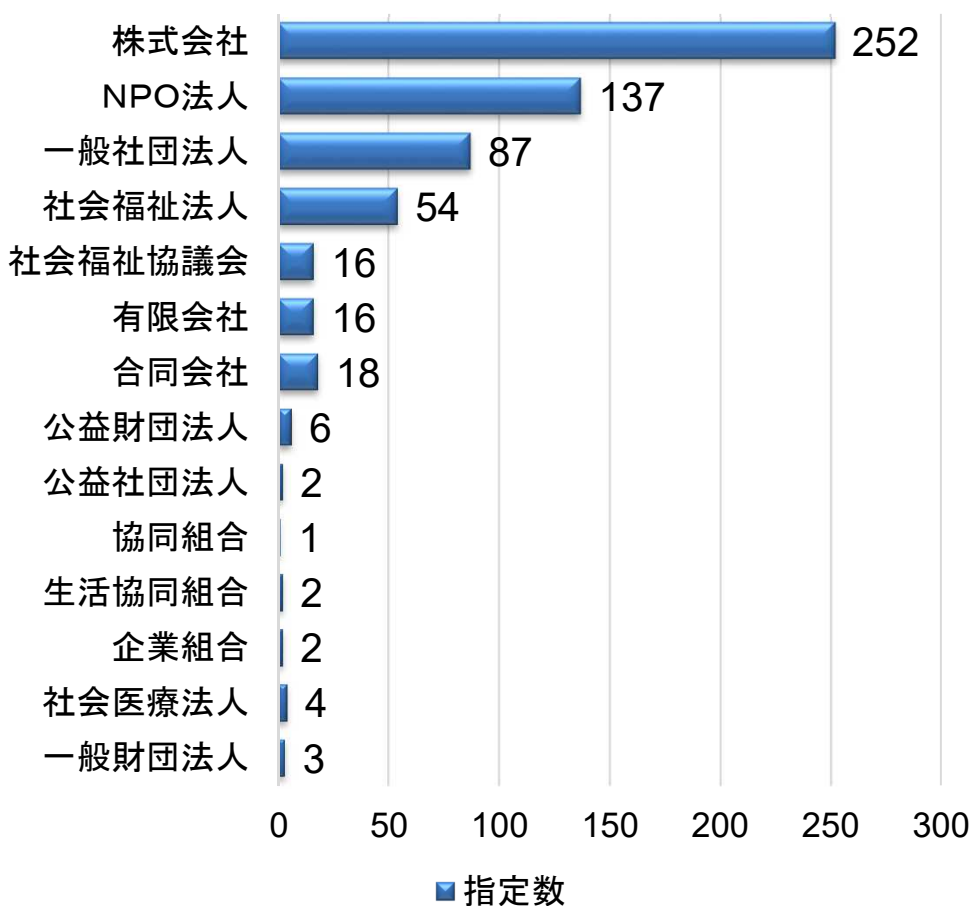
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R4年度当初予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数
- ・ [R4年度コロナ予備費等] 3.04億円 ・ [R4年度補正予算]2.23億円



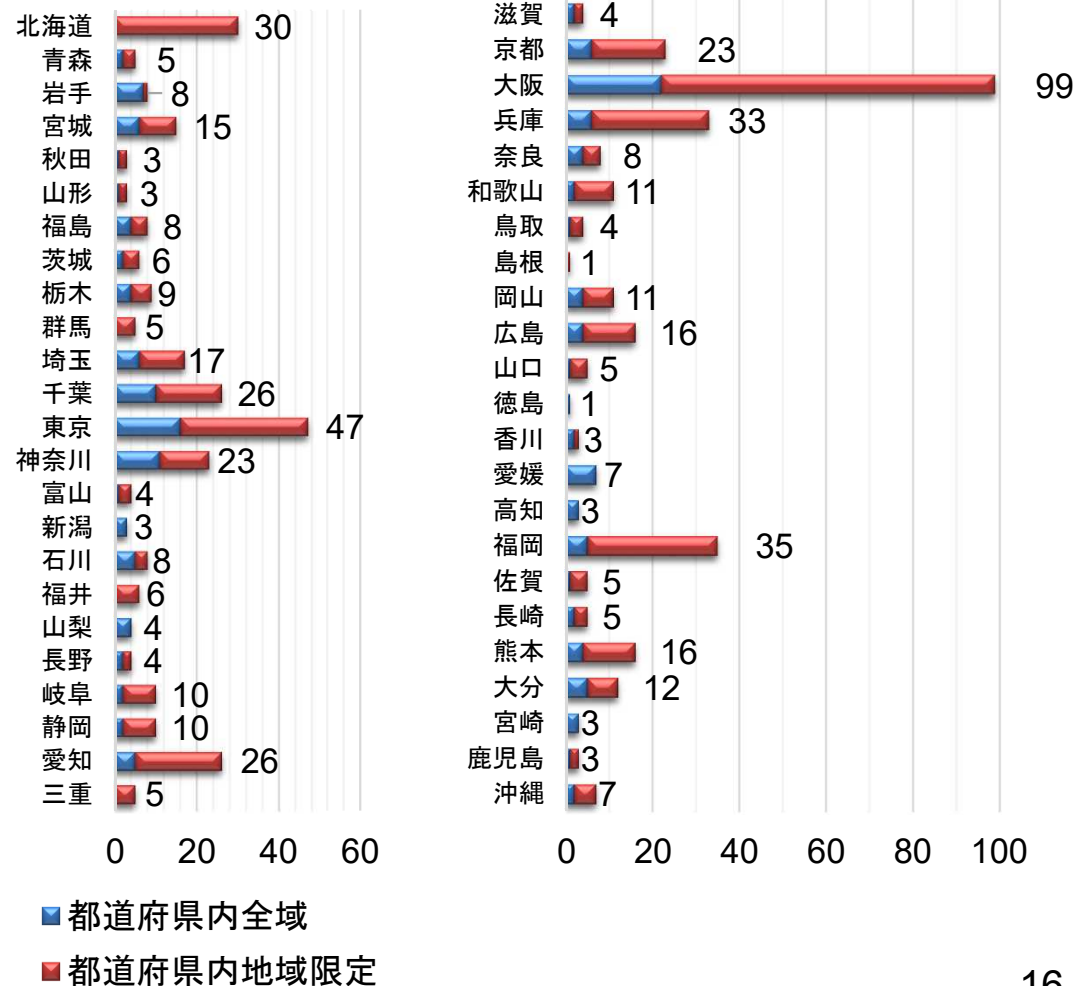
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 600法人が指定 (R4.12.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が99法人と最多指定

■ 法人属性別



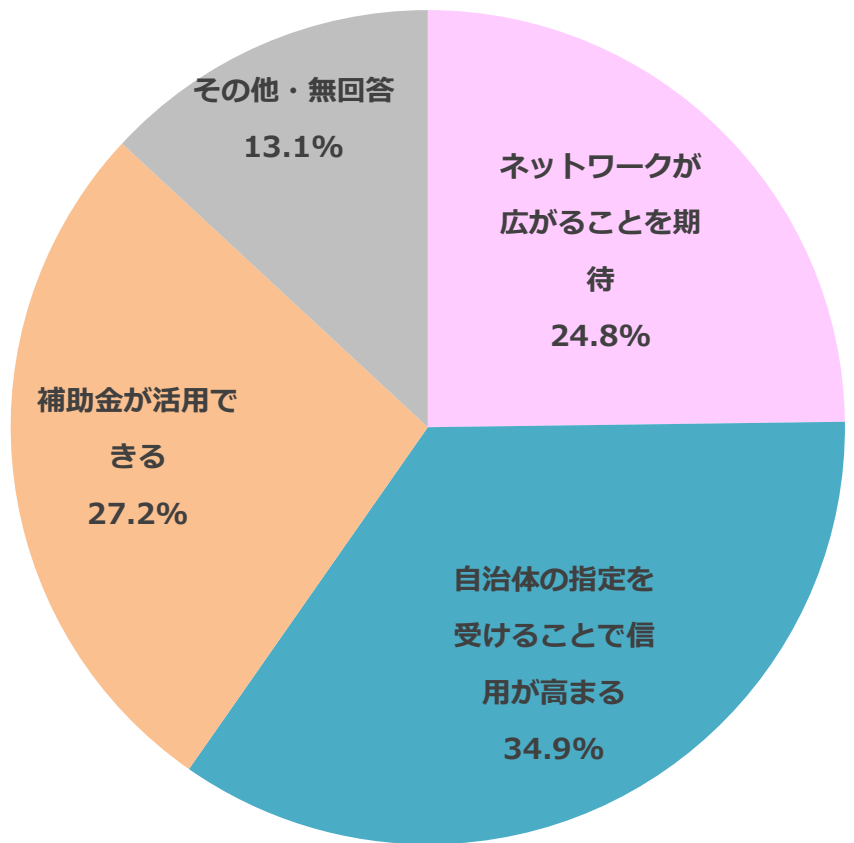
■ 都道府県別



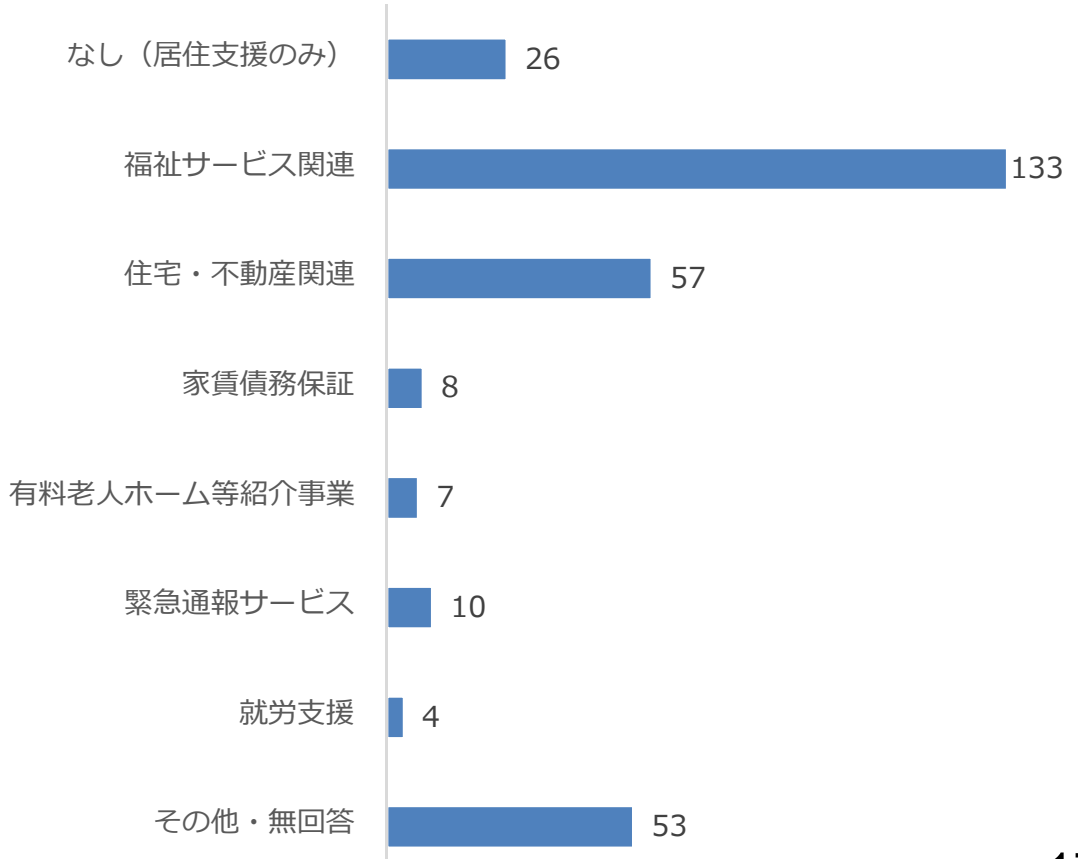
【国交省アンケート結果】居住支援法人の指定目的・主たる事業

- 居住支援法人の指定を受けた目的は大きく3つに分類される。
「ネットワーク強化への期待」「信用性の強化」「経済面の強化（補助金活用）」
- 居住支援法人の主たる事業としては、福祉サービス関連が最も多い。

居住支援法人の指定を受けた目的



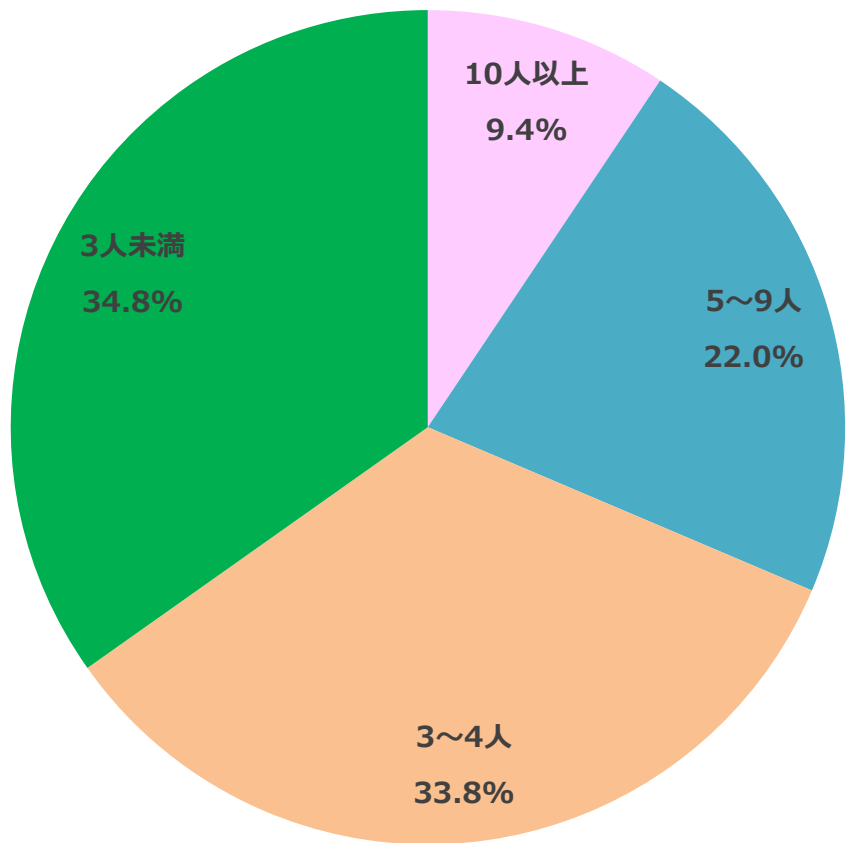
居住支援法人の主たる事業



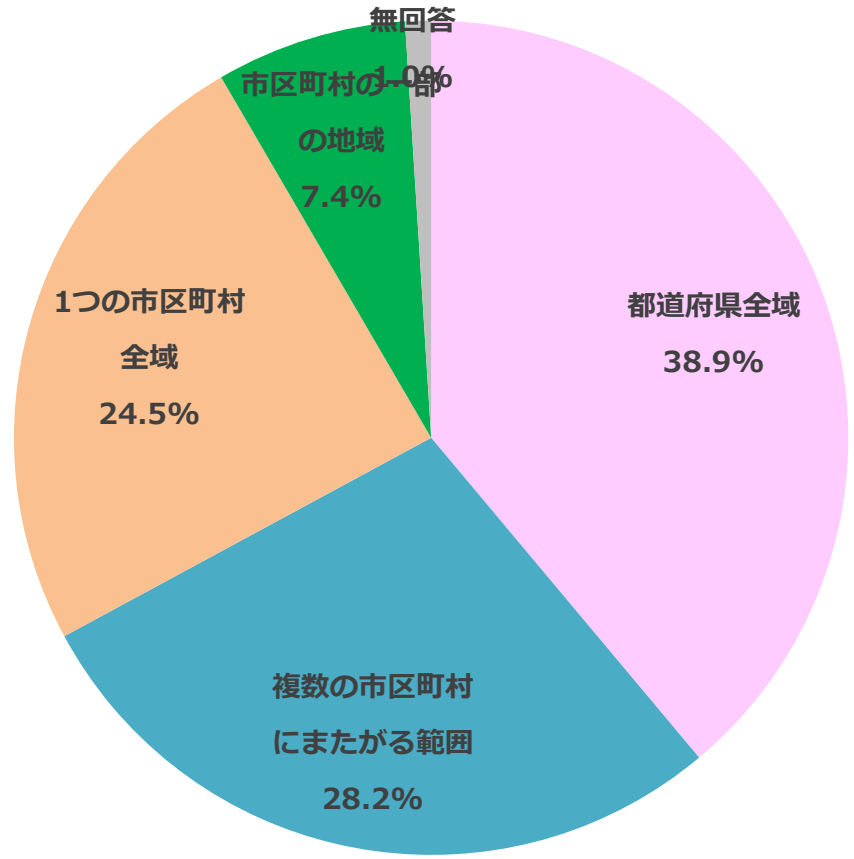
【国交省アンケート結果】居住支援法人の職員数と支援可能エリア

- 居住支援に関わる職員数（専従職員＋兼務職員）は、平均5.4人。半数以上の居住支援法人は5人未満で居住支援活動を実施。
- 居住支援可能なエリアは、居住支援法人によりさまざま。職員数が十分でないなか、可能な範囲で居住支援活動を実施しているものと推察される。

居住支援に関わる職員数
※専従職員＋兼務職員

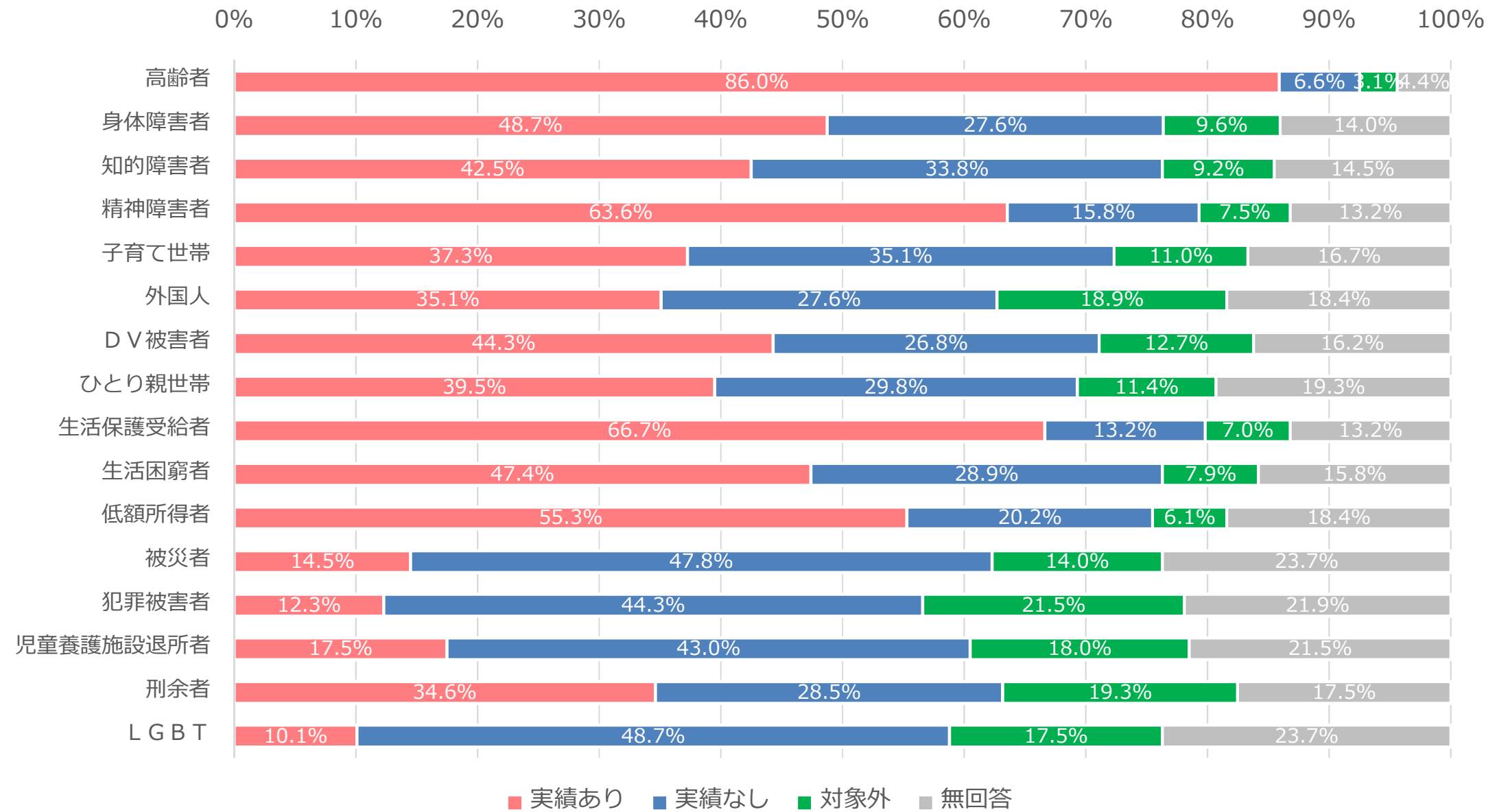


居住支援可能なエリア



【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

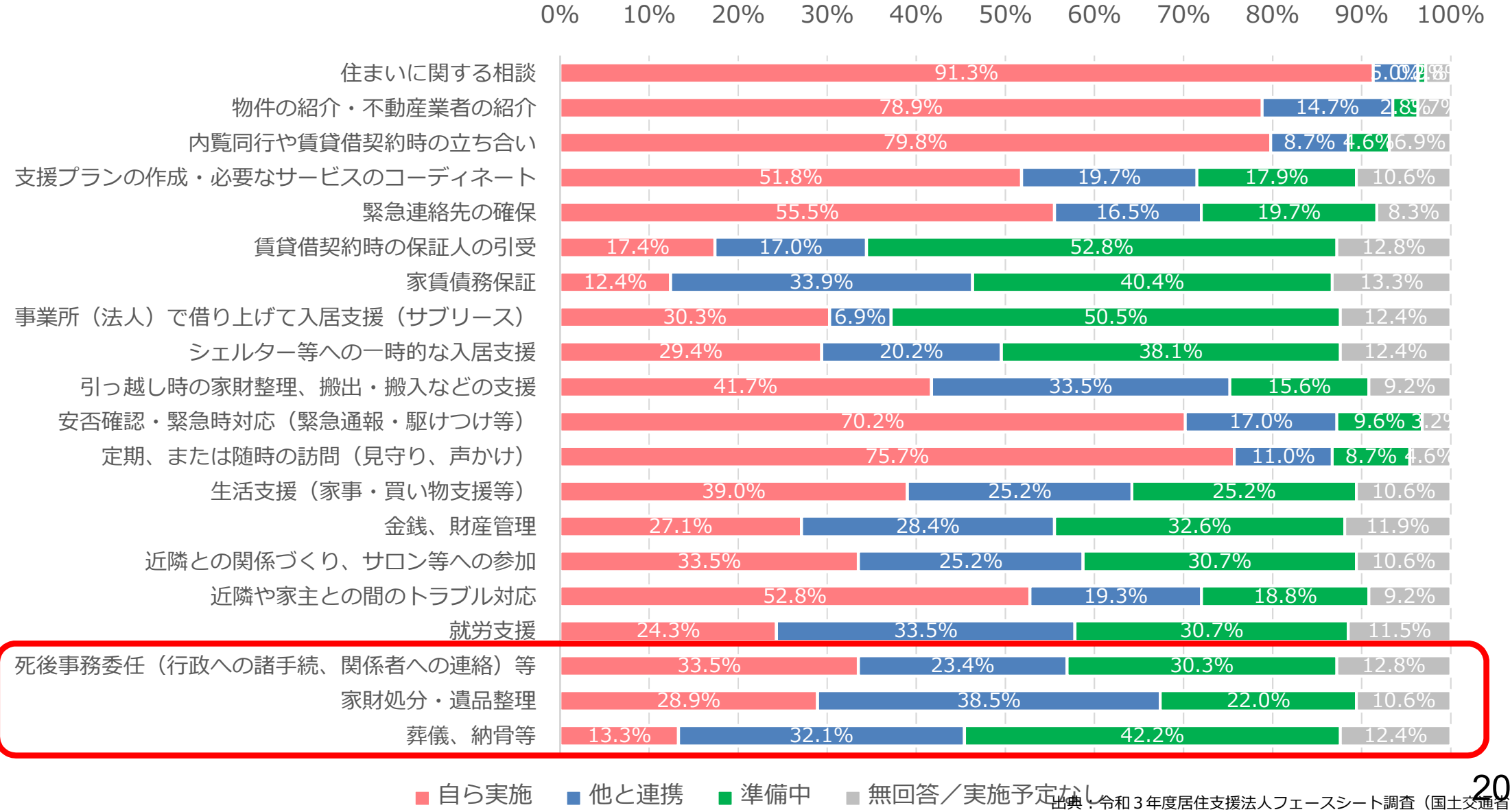
- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

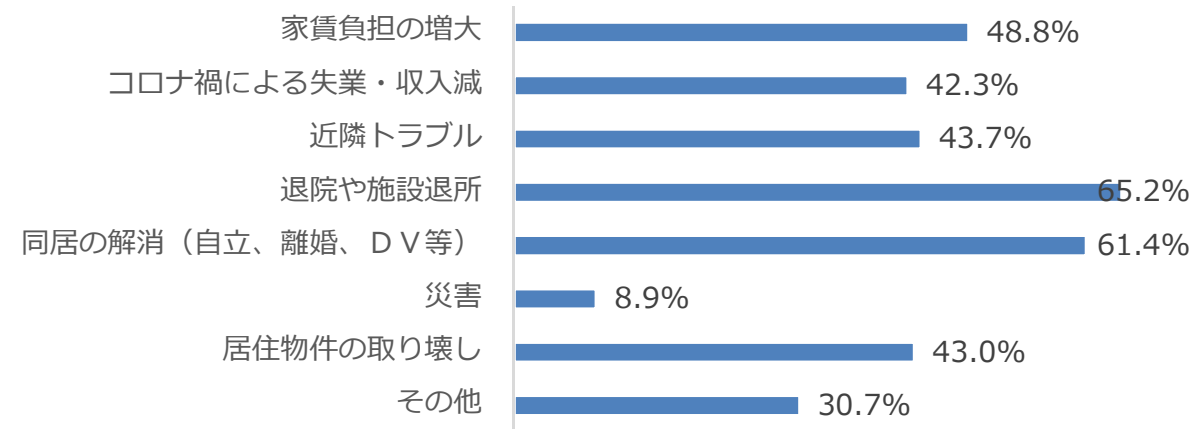
- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援だけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。



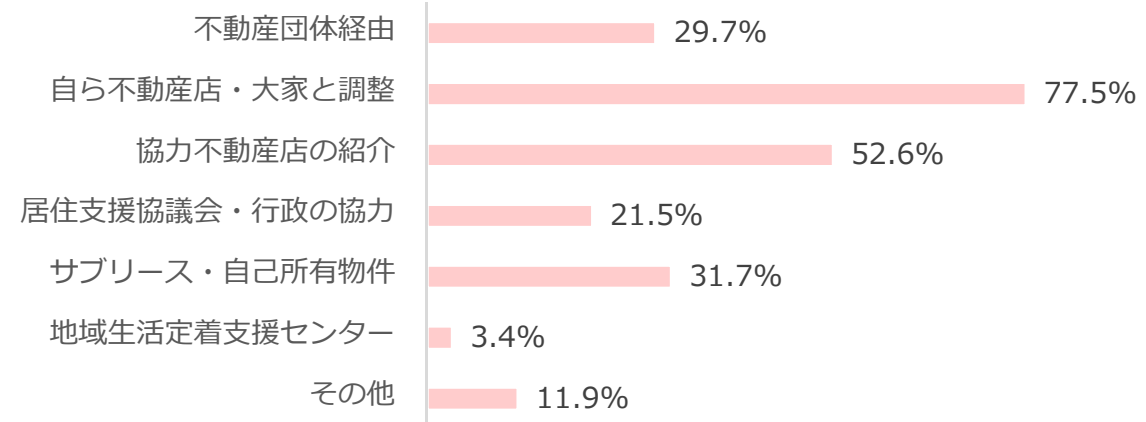
【国交省アンケート結果】居住支援法人の入居相談

- 居住支援法人の入居相談件数は、平均98.4件。うち入居や継続居住につながった件数は、平均18.8件。
- 住宅確保にあたっては、自ら不動産店・大家と調整している居住支援法人が最も多い。
- 入居相談が成約しなかった理由の約半分は、希望する条件の物件がなかったことによるもの。

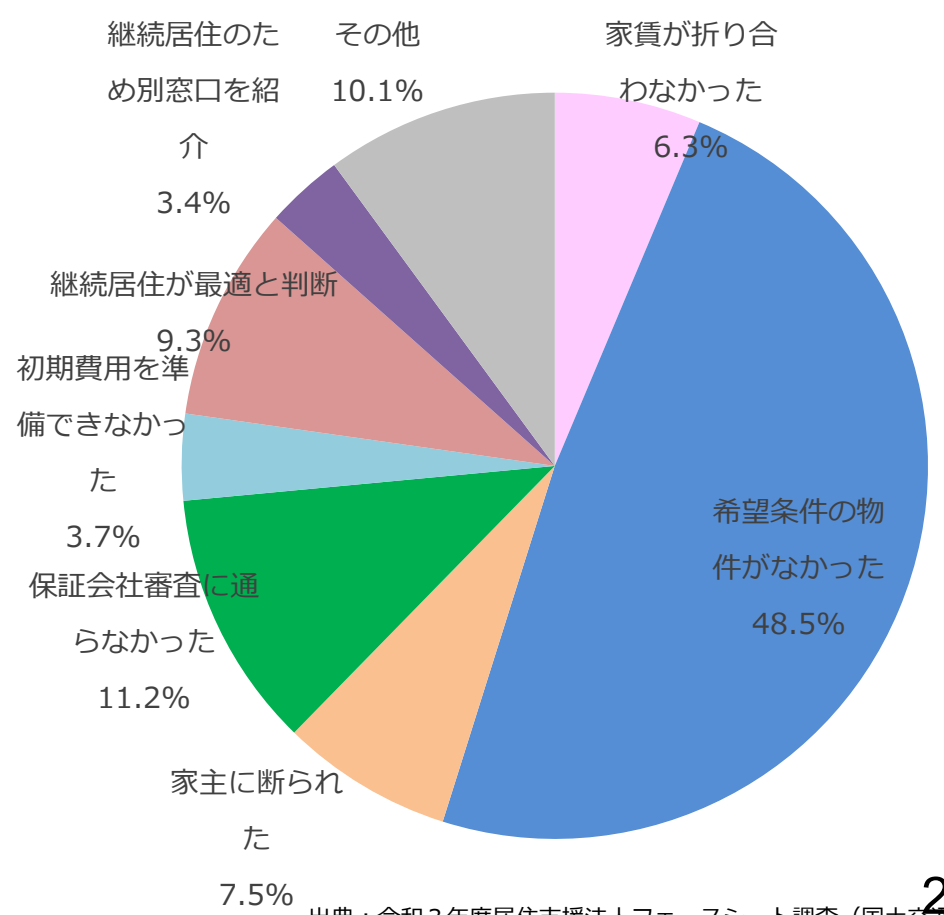
入居相談理由



住宅確保の方法



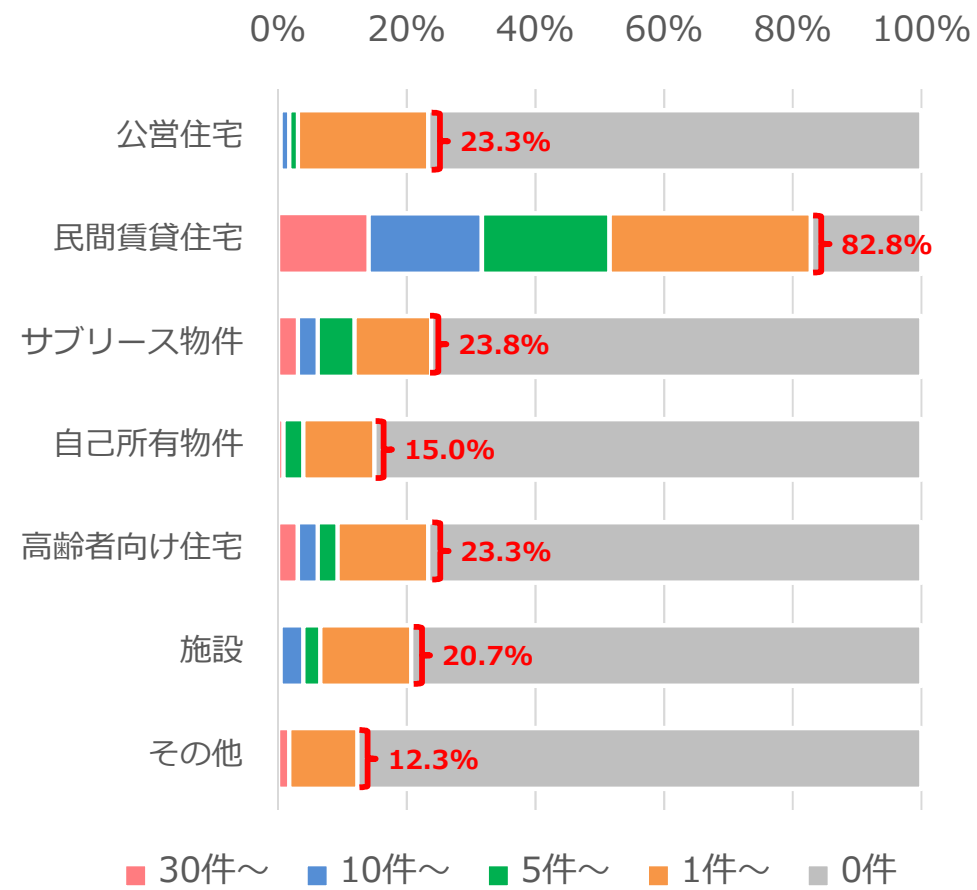
入居相談が成約しなかった理由 (最も多い理由)



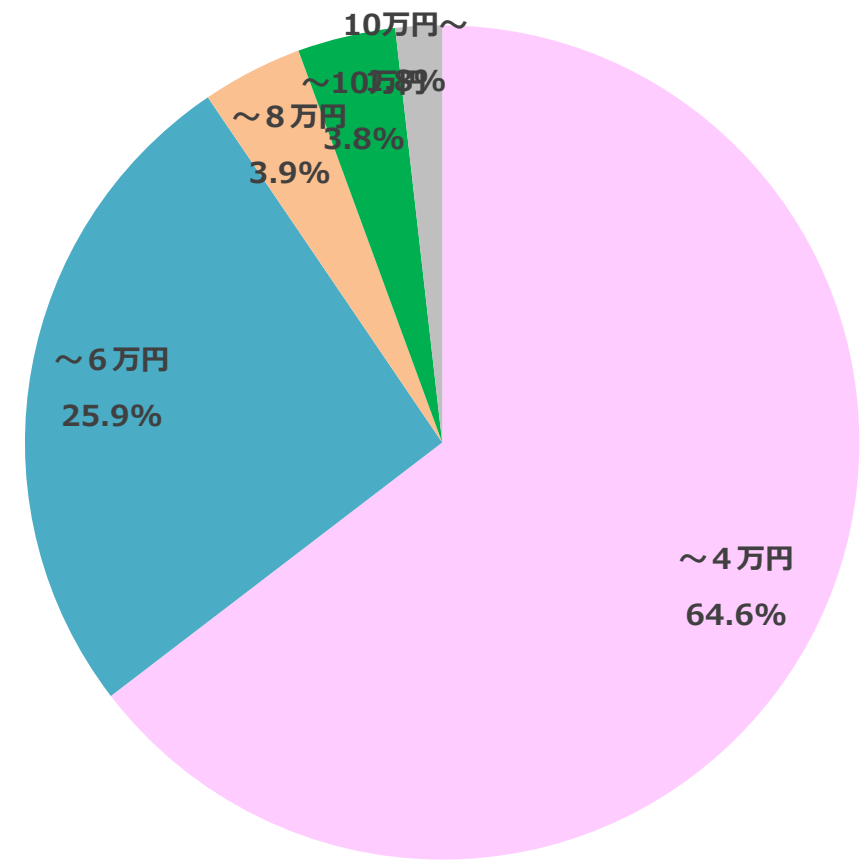
【国交省アンケート結果】居住支援法人の入居相談

- 居住支援法人が支援したうち、民間賃貸住宅への入居が大多数。公営住宅への入居は限られている。
- 入居物件の家賃価格帯については、6万円未満の物件が約9割を占めている。

入居物件の種類別件数



入居物件の家賃価格帯



居住支援法人に今後期待されること

《居住支援の特徴》

- 「住まい」の視点（≠「ヒト」の視点）から捉えているため、支援対象が多岐に亘る
- 入居前／入居中／入居後の支援が必要となり、支援内容も多種多様
- セーフティネット機能であり、目の前の住宅確保要配慮者・課題がすべてではない

➡ 1プレイヤーが居住支援のすべてを担う事例は稀！できる／できない、得意／不得意が生じるのは当たり前。

居住支援法人に今後期待されること

： **地域における居住支援体制の構築** （居住支援協議会・居住支援法人連絡会etc）

○ 自らの居住支援法人からの視点だけでなく、地域の視点から居住支援を捉えてください！

…他プレイヤーとの連携、地域資源のつながりにより、地域における居住支援体制は充実します。

※連携した場合も、いきなり居住支援のすべてを担えるとは限りません。できること・得意なことから徐々に充実させることも必要です。

○ 住宅×福祉だけでなく、自治体×民間事業者の連携も重要です！

…地域における居住支援体制を構築するためには、プラットフォームとなる居住支援協議会の役割も重要になります。ただし、民間事業者（賃貸住宅・居住支援etc）のお力添えがあって、初めて自治体も動けます。

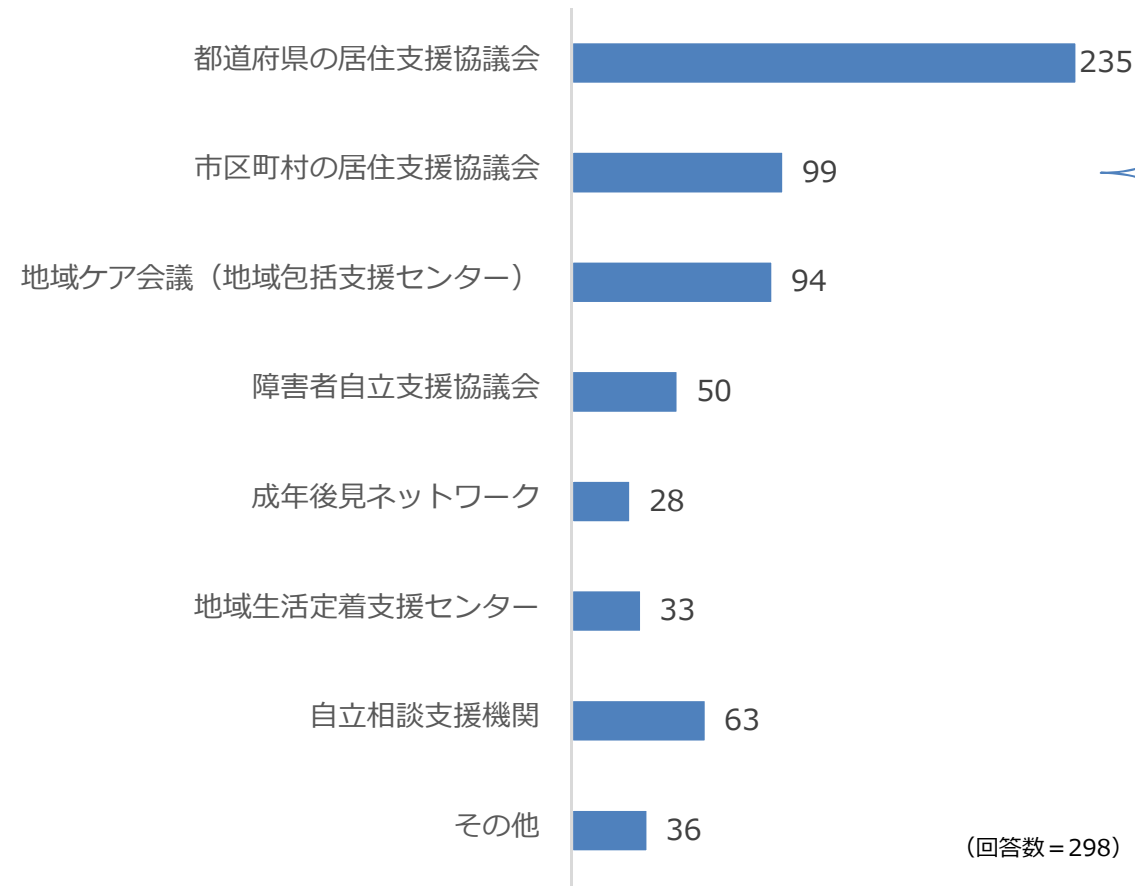
○ 地域における居住支援の普及促進・地域資源の掘り起こしをお願いします！

…居住支援法人の母体事業は多種多様であり、本来交わらない業種が交わるのも居住支援の特徴です。つまり、意識（表面化）していないだけで、横のつながりが、地域資源を掘り起こすきっかけになるかもしれません。

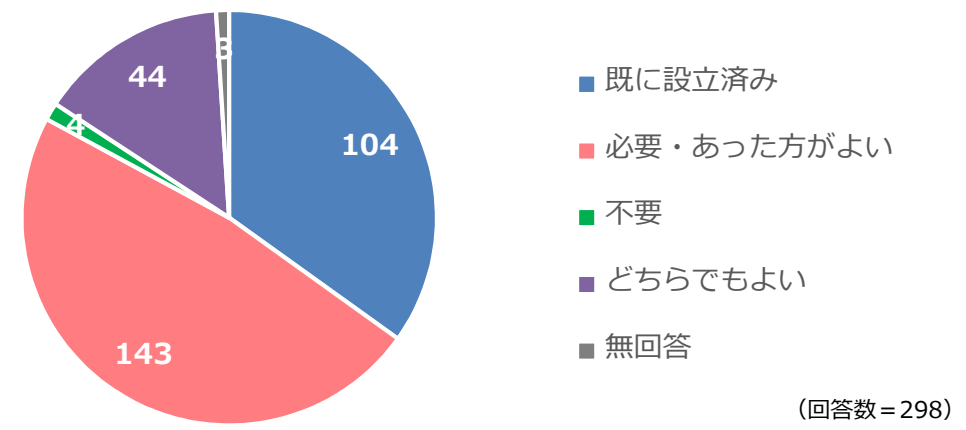
【国交省アンケート結果】居住支援法人の地域ネットワーク

- 多くの居住支援法人が都道府県の居住支援協議会へ参画している。
- 市区町村の居住支援協議会に参画する居住支援法人は全体の半数程度だが、設立済みの市区町村においては、殆どの居住支援法人が参画している。また、未設立の市区町村においても、設立を必要とする意見が多い。

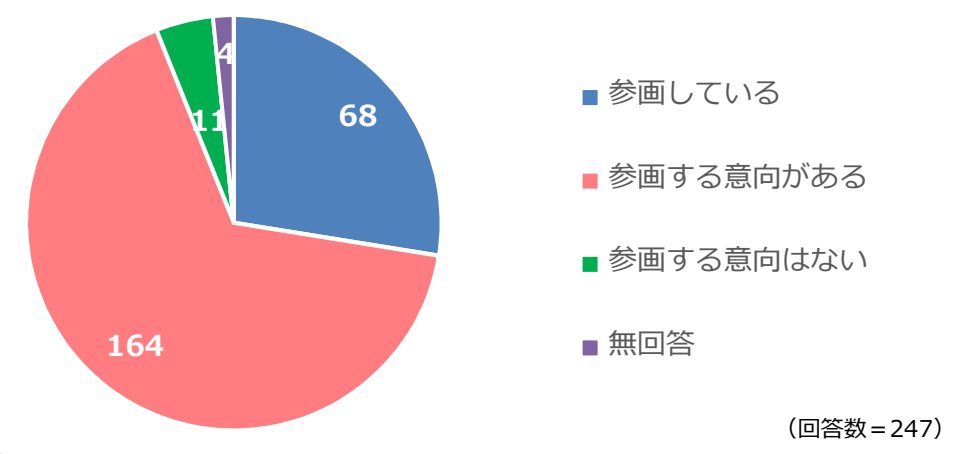
参画する地域ネットワーク



①所在地における居住支援協議会の必要性



②市区町村居住支援協議会への参画意向



居住支援法人の取組事例

- ①ホームレス等の低額所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸（福岡）

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

- ③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ（東京）

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

- ⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

- ②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

- ④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣

- ⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 【居住支援協議会】

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 120協議会が設立（令和4年12月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（78市区町）
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、日向市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和4年度予算〕

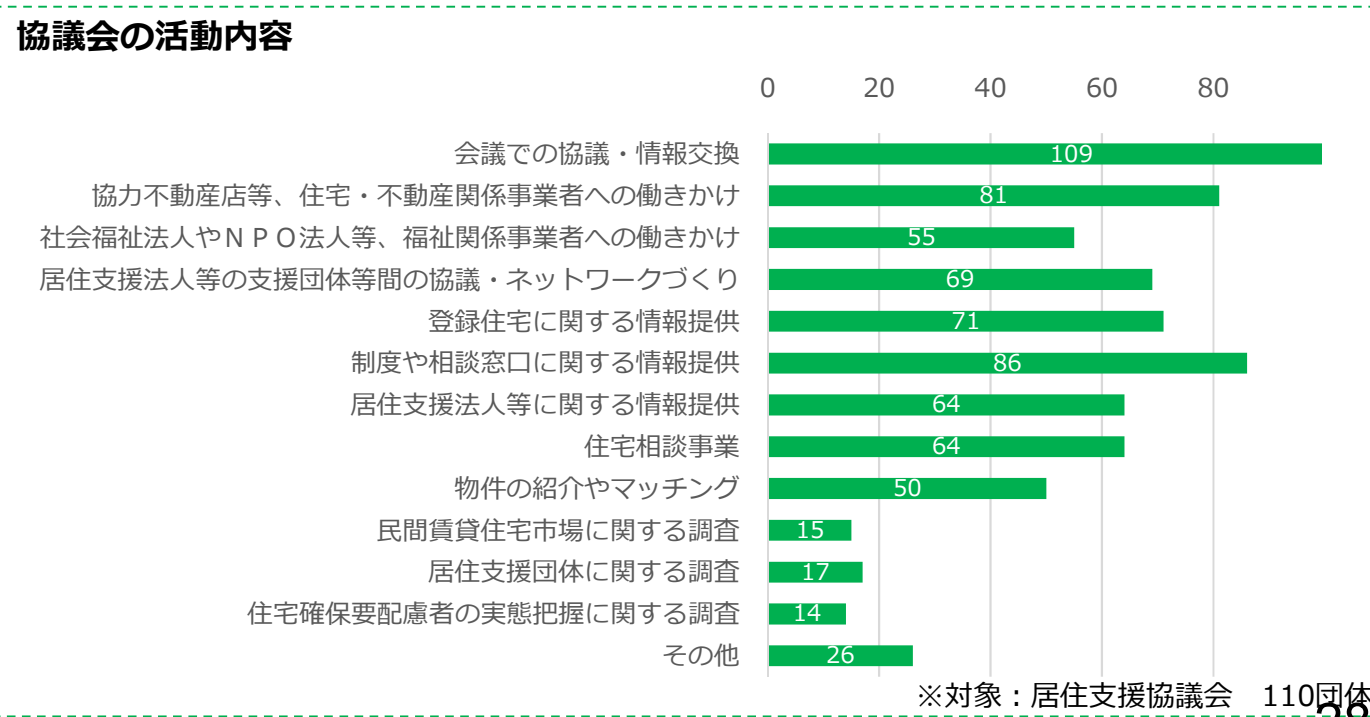
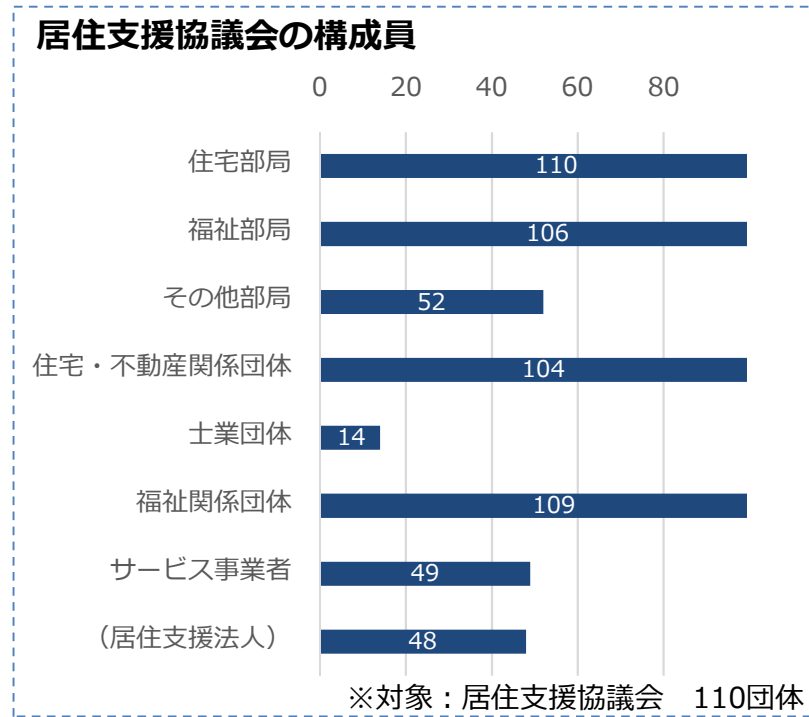


居住支援協議会の位置づけについて

- 居住支援協議会の構成員・活動内容等について、明確な決まりはありません。
- 居住支援協議会は、**それぞれの地域に適した形で組織・活動することが重要**です。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）
 第6章 住宅確保要配慮者居住支援協議会
 （住宅確保要配慮者居住支援協議会）
 第51条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、**住宅確保要配慮者居住支援協議会**（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。

- 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 前二項に定めるもののほか、**支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。**

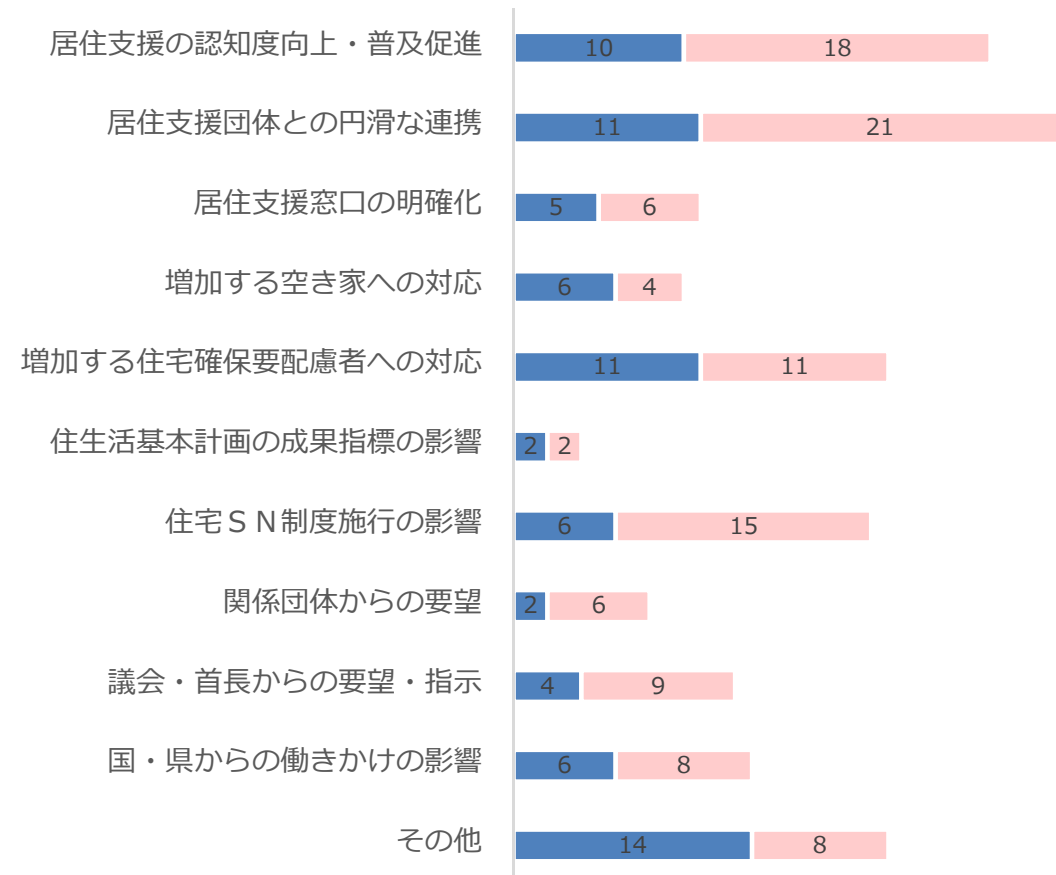


【国交省アンケート結果】居住支援協議会の設立理由（市区町村）

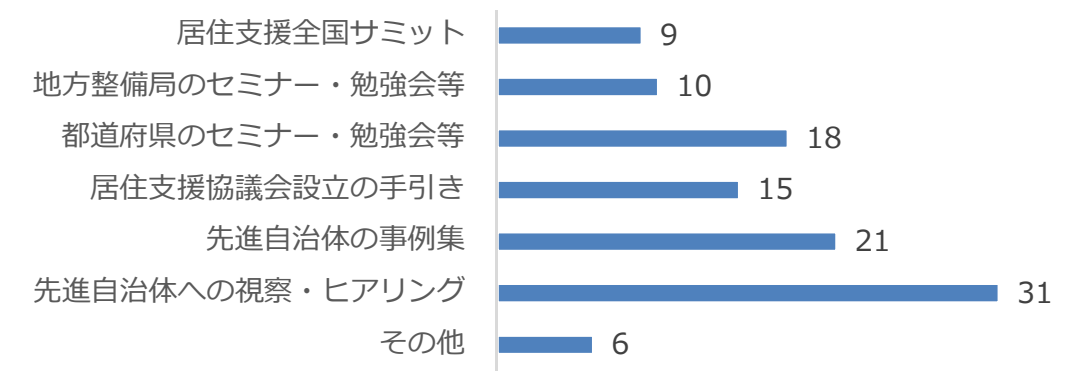
- 居住支援協議会は、「居住支援の認知度向上・普及促進」や「居住支援団体との円滑な連携」を図ることを目的に設立されている事例が多く、特に直近3年間は当該理由が増加している。
- 設立にあたっては、様々な参考情報が活用されているが、特に先進自治体を参考にする協議会が多い。

居住支援協議会の設立理由

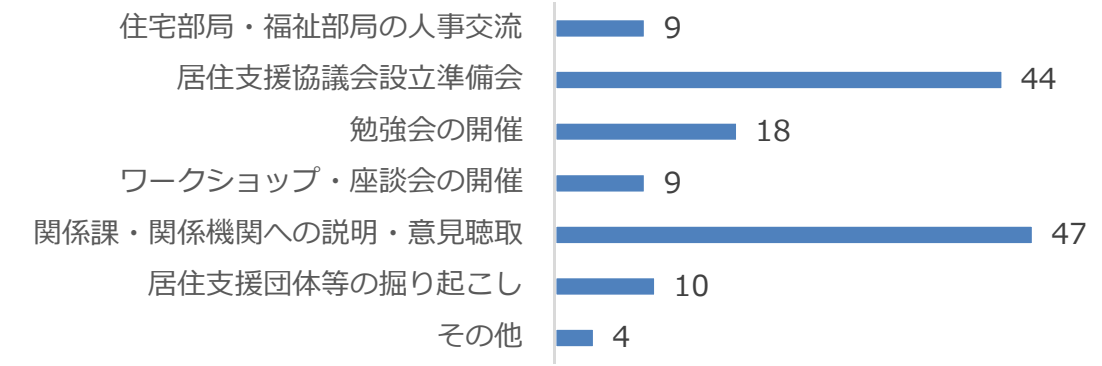
【設立年度別】
■ ~2018年度：30協議会
■ 2019年度～：33協議会



設立時の参考情報



合意形成の工夫

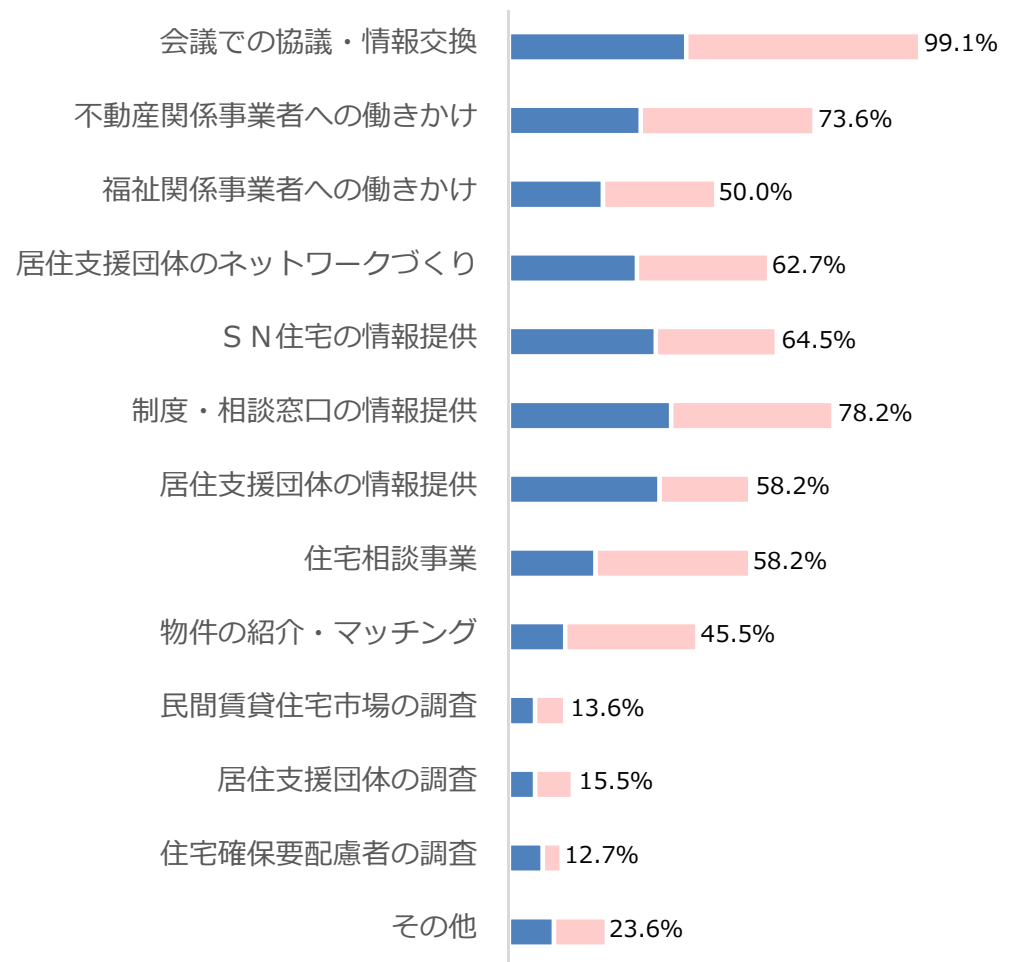


【国交省アンケート結果】居住支援協議会の活動内容と課題

- 居住支援協議会の活動内容は様々だが、都道府県の場合は『情報提供』、市区町村の場合は『居住支援』が多い傾向にある。
- 居住支援協議会設立後も、住宅部局・福祉部局・居住支援団体間の連携は引き続き課題となっている。また、都道府県の場合は市区町村との連携・市区町村協議会の設立促進についても課題を抱えている。

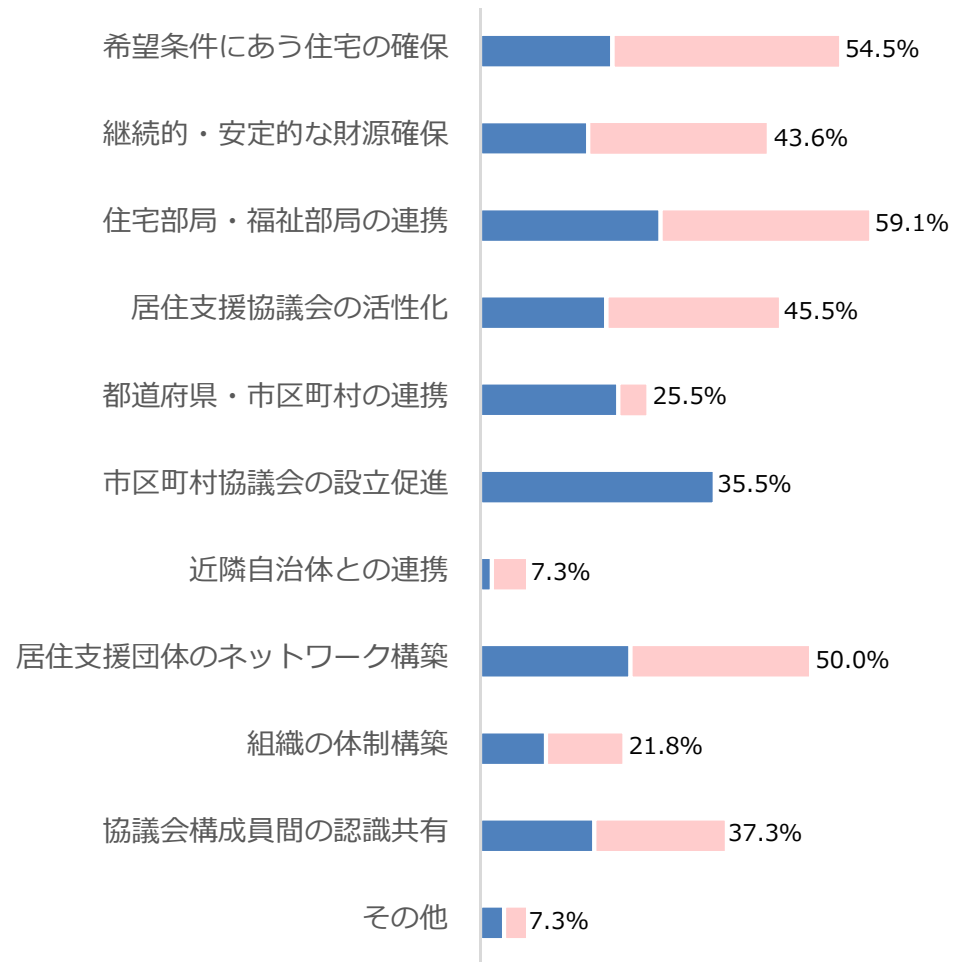
居住支援協議会の活動内容

■ 都道府県：47協議会
■ 市区町村：63協議会



居住支援協議会の課題

■ 都道府県：47協議会
■ 市区町村：63協議会



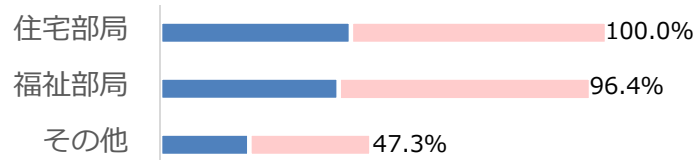
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の構成員

- ほぼ全ての居住支援協議会で、住宅部局・福祉部局が参画しているほか、社会福祉協議会も多く参画している。
- 構成員に居住支援法人を含む居住支援協議会は48協議会。市区町村居住支援協議会では、20協議会において、平均2.2法人が構成員となっている。

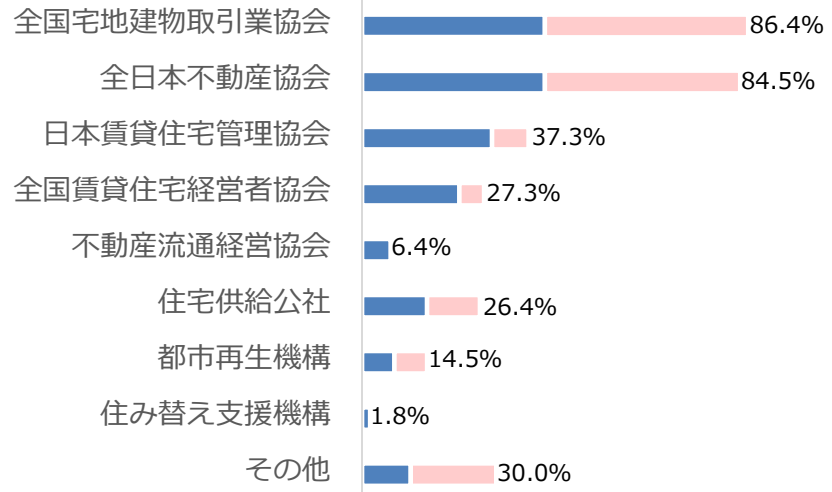
居住支援協議会の構成員

■ 都道府県：47協議会
■ 市区町村：63協議会

地方公共団体



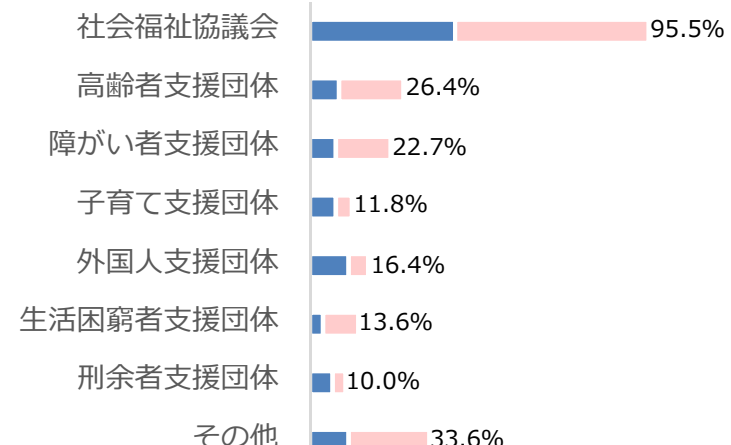
住宅・不動産関係団体



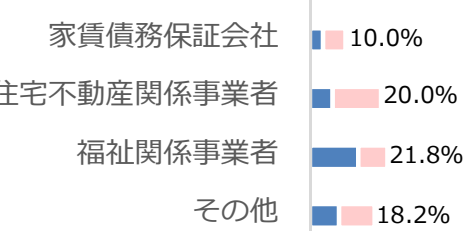
士業団体



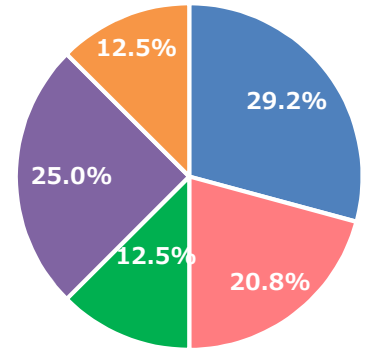
福祉関係団体



サービス事業者



居住支援法人の参画状況
【都道府県：28協議会／市区町村：20協議会】



居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

120協議会が設立（R4年12月31日時点）

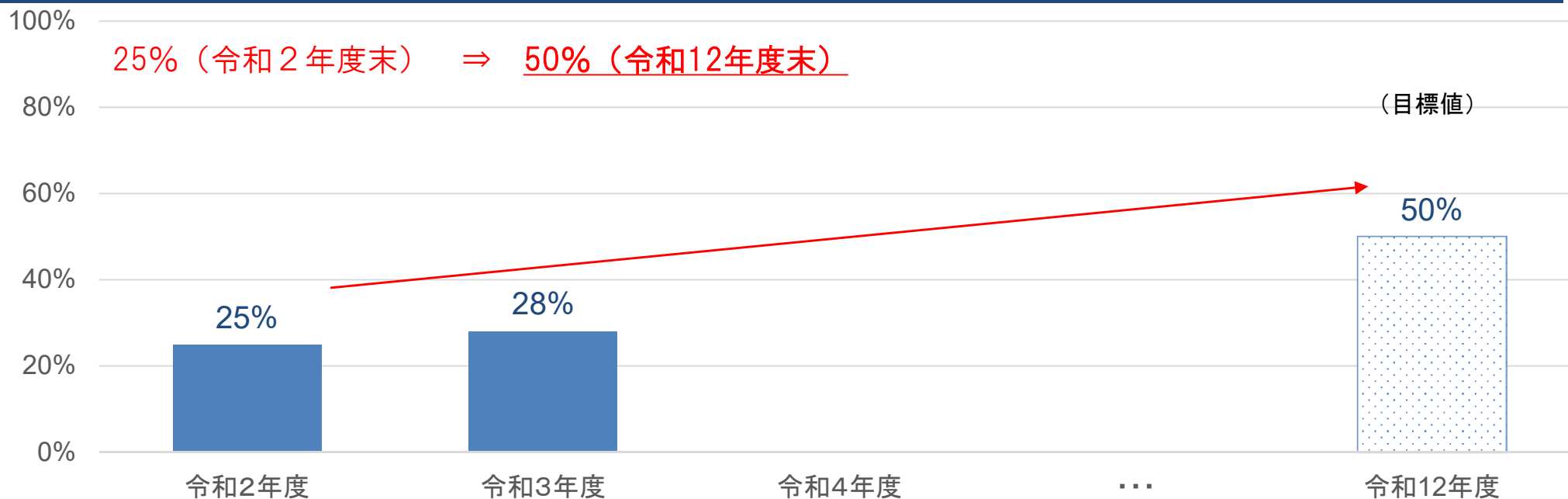
○都道府県（全都道府県）

○区市町（78区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、竹田市、熊本市、日向市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）、霧島市

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率

【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】



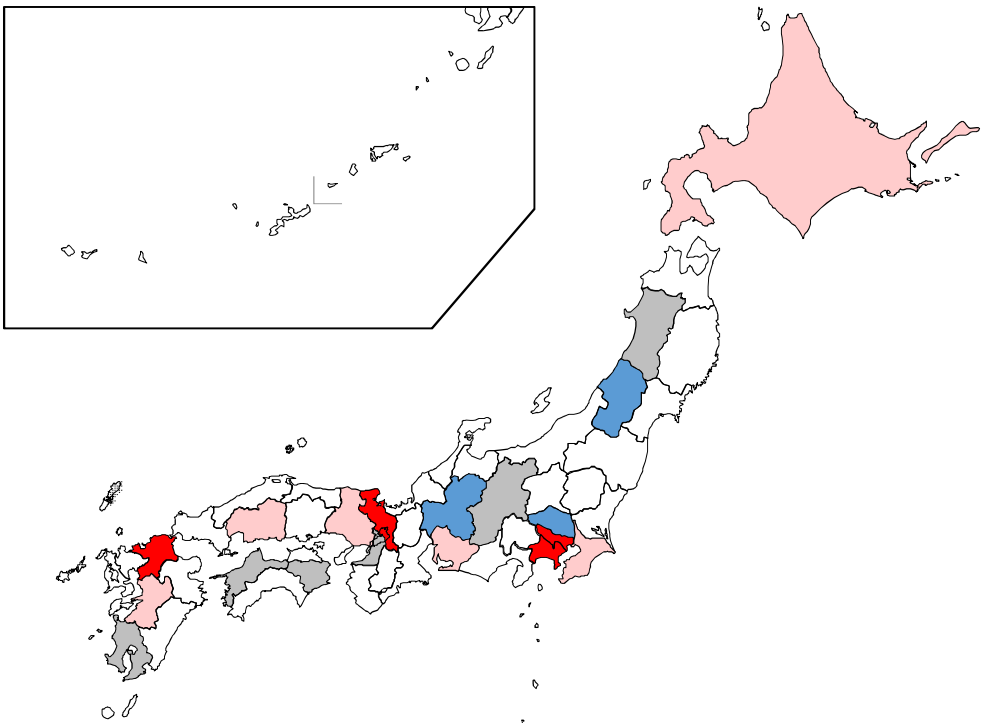
(出典): 平成27年 総務省「国勢調査」

【都道府県別】居住支援協議会の設立状況及び居住支援法人の指定状況(R4.3.31時点)

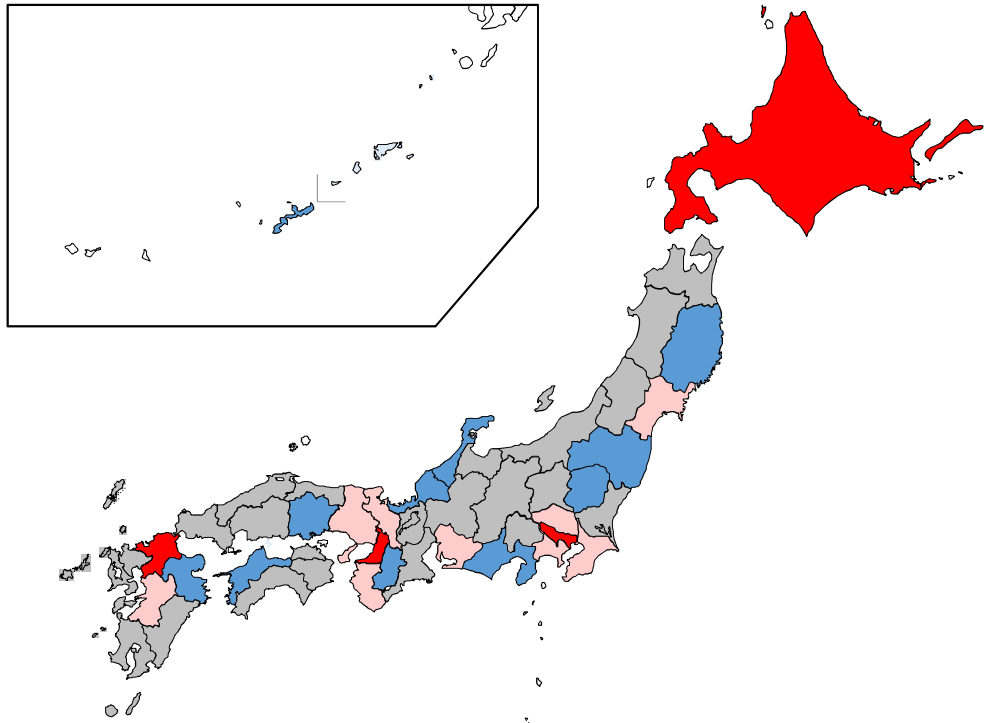
- 市区町村居住支援協議会が設立されている都道府県は19都道府県、人口カバー率が50%を超えるのも4都府県に留まっている
- 居住支援法人は47都道府県で指定されているものの、約半数の県においては5法人以下となっており、指定促進が不可欠

○居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：72市区町で設立

○居住支援法人の指定数：512法人が指定



人口カバー率51%～	【4都府県】
人口カバー率26%～50%	【6道県】
人口カバー率11～25%	【3県】
人口カバー率～10%	【6府県】
市区町村単位の居住支援協議会なし	【28県】



指定数30法人～	【4都道府県】
指定数11法人～30法人	【9府県】
指定数6法人～10法人	【11県】
指定数5法人以下	【23県】
居住支援法人の指定なし	【0県】

≪全国目標≫

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率
 : 25% (令和2年度末) ⇒ **50% (令和12年度末)**

○ 居住支援の普及・促進に向けた取り組み

居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はHP等において公開予定

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約2,000アドレス)

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハズオン支援を実施(R2:3自治体、R3:9自治体)
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハズオン支援を実施(R3:5団体)

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

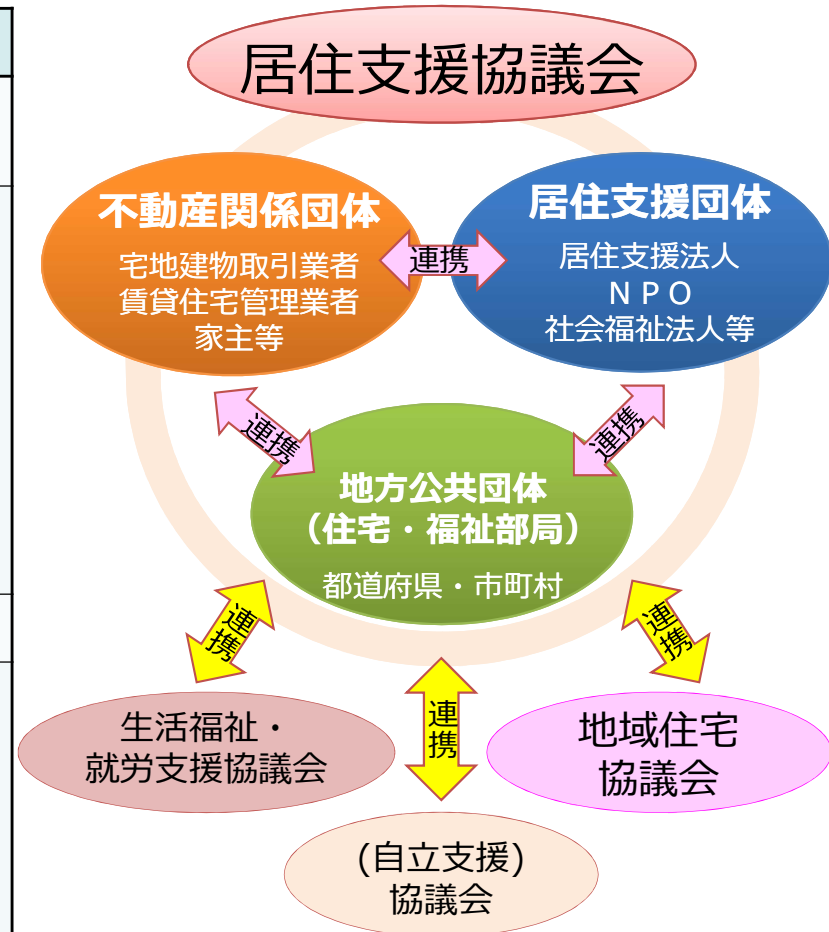
- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算：
 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数
 令和4年度コロナ予備費等:3.04億円 令和4年度補正予算:2.23億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う(事業期間:令和2年度～令和6年度)

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) ② 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) ③ 死亡・退去時支援(家財・遺品整理や処分、死後事務委任等) ④ セミナー・勉強会等の開催(制度や取組等の周知普及) ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または 賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する 場合は12,000千円/協議会等)



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況;120協議会(全都道府県・78市区町)が設立(R4.12.31時点)

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況;600者(47都道府県)が指定(R4.12.31時点)

下線部は令和4年度補正予算における拡充事項

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和4年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市区町にとどまっている。そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など

👉 **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**

👉 **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2団体程度	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等) ②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	4団体程度	
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		

居住支援全国サミットの開催について

令和3年度 居住支援全国サミット

高齢者、子育て世帯、生活困窮者、障害者、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会・居住支援法人等で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、国土交通省・厚生労働省主催で居住支援全国サミットを開催いたします。

<視聴者数：580名>



《日 時》 令和4年3月23日（水） 13時00分～16時30分

《開催方法》 オンライン開催（Youtubeでの配信）

《主 催》 国土交通省・厚生労働省

《対 象 者》 地方公共団体、居住支援法人、不動産・福祉関係団体、一般参加者 等



《構 成》

1 行政説明「居住支援の最新施策動向」 国土交通省 / 厚生労働省 / 法務省 (30分)

2 基調講演「地域共生社会における居住支援」 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授 (60分)

3 居住支援の好事例紹介 (30分)

①「全国居住支援法人協議会におけるアドバイス事業の取り組み」 NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長 芝田淳理事長

②「3町連携によるとくのしま居住支援協議会の取り組み」 社会福祉法人南恵会

4 パネルディスカッション「地域における居住支援体制の構築～つながりの広げ方～」 (75分)

【コーディネーター】 日本大学文理学部 白川泰之教授 【コメンテーター】 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授

【パネリスト】 足立区居住支援協議会 / 茅ヶ崎市都市部都市政策課

居住支援協議会設立・運営の手引き

- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成

居住支援協議会 設立・運営の手引き

1 (1) 新たな住宅セーフティネット制度について

○我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要なが今後増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込まない状況にあります。一方で、民間の空き家、空き室は増加していることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

2 経済的支援

国と地方公共団体等による支援

- ・改修補助金(国土・国土の環境補助金)
- ・要件適業化補助金(国土・国土の環境補助金)
- ・家賃補助金(国土・国土の環境補助金)
- ・保証料補助金(国土・国土の環境補助金)
- ・家賃前払金(国土・国土の環境補助金)
- ・保証金前払金(国土・国土の環境補助金)

3 マッチング・入居支援

国と地方公共団体等による支援

- ・入居支援(国土・国土の環境補助金)
- ・入居調整(国土・国土の環境補助金)
- ・入居調整(国土・国土の環境補助金)
- ・入居調整(国土・国土の環境補助金)

4 居住支援協議会

居住支援協議会(国土・国土の環境補助金)

- ・居住支援協議会(国土・国土の環境補助金)
- ・居住支援協議会(国土・国土の環境補助金)
- ・居住支援協議会(国土・国土の環境補助金)

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

登録 → 入居 → 入居調整 → 入居支援

※ 住宅確保要配慮者に対する居住の確保に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成27年4月25日法律第14号)に基づき施行

2 (2) 事務局 事務局の担い手・担当職員

○都道府県、市区町村いずれも事務局を「住宅部局」が担当する場合は以前後ですが、地域の実情に応じて福祉部局が担当する場合や外部に委託する場合があります。

○いずれにしても、住宅部局と福祉部局の各部署に居住支援の担当者を置き、連携をスムーズに進められるような体制づくりが求められます。

○また、都道府県は6.8%、市区町村では18.0%では、複数の団体で協働して事務局を設置しています。

○事務局の9割で職員が他の業務と兼任していますが、専任職員を置いているところもあります。

都道府県居住支援協議会

- ・行政の住宅局、行政外の課室・住宅確保要配慮者担当部署を担う部署を合わせると、事務局が設置される。
- ・住宅確保要配慮者に係る多様な課題に対応できる体制が構築されているケースが複数ある。

市区町村居住支援協議会

- ・地域の実情に合わせて様々な主体に事務局が設置される。
- ・住宅確保要配慮者に係る多様な課題に対応できる体制が構築されているケースが複数ある。

事務局が担っている職(職(N=94))

事務局が担っている主体

事務局が担っている職

事務局が担っている職

3 (2) 相談対応 一物件の紹介方法

○あらかじめ協力店登録された仲介業者・不動産業者に希望物件情報を送ることで、希望に合った物件が紹介される仕組みを設けていくこともあります。

○居住支援協議会が委託を受けた社会福祉協議会やNPO法人が、物件紹介と合わせて支援プランを提供するなど、物件紹介と生活支援サービスを組み合わせて提供している取組もあります。

相談対応 一物件の紹介方法

相談対応 一物件の紹介方法

相談対応 一物件の紹介方法

はじめに

「新たな住宅セーフティネット制度」が平成27年10月に創設されました。この創設は、増える高齢者・障害者世帯等に、居住支援協議会による住宅確保の役割を期待しながら、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保の役割を明確にするとともに、民間の入居・借居のために必要な支援を行う取り組みを促進するものです。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、主要な役割を担うことで、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保の役割を明確にするとともに、民間の入居・借居のために必要な支援を行う取り組みを促進するものです。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、主要な役割を担うことで、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保の役割を明確にするとともに、民間の入居・借居のために必要な支援を行う取り組みを促進するものです。

本手引きは、自治体職員をはじめとする関係者の方々により、居住支援協議会として実施する役割を定めています。その中で、各地域の実情に応じて、必要に応じて協議会を設立し、協議会が実施する役割を定めています。協議会が実施する役割を定めています。協議会が実施する役割を定めています。

国土交通省 居住支援協議会 調査ワーキング
委員長 白川 泰之 (日本大学文学部社会学部社会学科 教授)

住宅局 安心居住推進課長 藤田 一郎

1 (3) 住宅確保要配慮者とは

○住宅確保要配慮者は、下記の法律で定めらる者に加えて、法令に定められる者がああります。さらに、地方公共団体が供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができます。

法律で定める者

- 1 低所得者 (年収15.8万円(収入分位25%)以下)
- 2 被災者 (震災発生3年以内)
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 子ども (高校に相当する者)を養育している者
- 6 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等 (年齢や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国国籍持人、児童虐待を受けた者、ハンセン病病歴持人、DV被害者、自殺被害者、犯罪被害者、矯正施設受刑者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (震災発生3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等にに応じて、海外からの引揚者、新築世帯、母子保健受給者、高齢者、児童養護施設受刑者、LGBT、UI・IJ・Jターンによる転入者、ご自身の権利を主張する必要がある生活支援等を行う場合などが考えらえる。

コラム 国土交通省による「居住支援協議会併走支援プロジェクト」

○国土交通省は、市区町村居住支援協議会の設立・活性化促進のため、令和元年度より、居住支援協議会併走支援プロジェクトを実施しています。

○居住支援協議会の設置趣意は「関係者の合意が得られていない、また、関係者の合意が得られているがどうやって設立すればよいか分からない」といった市区町村等を対象とし、ハズオアシ支援を実施。経費や労務等のノウハウを整理することとしています。

令和元年度「居住支援協議会併走支援プロジェクト」の概要

実施主体	実施内容
国土交通省	併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定
市区町村	併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定
併走支援人(併走支援人)	併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定
併走支援人(併走支援人)	併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定
併走支援人(併走支援人)	併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

併走支援人(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

3 (2) 相談対応 一相談員の職種

○相談事業における相談員は「行政職員」や「宅建業者」が多くを占めています。福祉系も含めさまざまな職種が担当しています。

○住宅確保要配慮者は、住み以外にも複数の問題を抱えていることが少なくないため、「社会福祉士」や「社会福祉協議会職員」など福祉系の専門職を専任チームで対応している例もああります。

○相談員の養成を目的としたセミナー、マニュアルを作成するところもあります。

DATA 居住支援協議会で実施している相談事業における相談員の職種(N=94)

職種	人数	割合
行政職員	38	40%
宅建業者	33	35%
福祉系	11	12%
その他	12	13%

相談員(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

相談員(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

相談員(併走支援人)による併走支援人(併走支援人)の選定

国土交通省のHPで公表
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

居住支援研修会の概要(令和4年度)

居住支援研修会

継続(2018年～)

<目的> 居住支援の基礎的な学びの場

<開催方法> オンライン開催

<開催日程> 【第1回】9月26日、【第2回】10月3日、【第3回】10月17日、【第4回】10月21日の4日間

<カリキュラム>

【第1回】「居住支援のミッションと関係三省庁の取り組み報告」

基調講演(全国居住支援法人協議会) / 国交省、厚労省、法務省による制度説明

【第2回】「居住支援における不動産賃貸経営に関わる課題と先進取り組み事例」

事例紹介(株式会社あんど、神奈川県座間市、ナップ賃貸保証株式会社、株式会社R65)

【第3回】「居住支援における福祉に関わる課題と先進取り組み事例」

事例紹介(一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、名古屋市社会福祉協議会、京都市居住支援協議会、特定非営利活動法人あまやどり高知)

【第4回】「死後事務委任・残置物処理の課題と実践例」

国交省による制度説明 / 事例紹介(特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島、株式会社友心、一般社団法人プラスらいふサポート)